

文教厚生委員会記録

令和8年6月29日（月）

9 時58 分～16 時35 分

全 員 協 議 会 室

【委 員】足立委員長、遠藤副委員長、

岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議 長・委員外議員】澁谷議長、笹田副議長、沖田議員、小川議員、佐々木議員、

西田清久議員、川神議員

【執行部】江角副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、倉井地域福祉課長、棕木健康医療保険課長、

龍河子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、前本環境課長、木戸総合窓口課長、小林税務課長、

久保資産税課長、道山国スポ・全スポ推進室長

〔教 育 部〕久佐教育長、佐々木教育部長、藤井教育総務課長、山口学校教育課長、

岡田学校教育課学力向上推進室長、猪狩スポーツ振興課長

〔上下水道部〕草刈上下水道部長、右田水道管理課長

【事務局】山崎書記

議 題

1 請願審査

- (1) 請願第98号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）

【賛成多数 採択】

- (2) 請願第99号 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について

【賛成全員 採択】

- (3) 請願第100号 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について

【賛成多数 採択】

- (4) 請願第101号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）

【賛成多数 採択】

- (5) 請願第102号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）

【賛成多数 採択】

2 陳情審査

- (1) 陳情第 7 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- 3 議案第38号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について **【全会一致 原案可決】**
- 4 執行部報告事項
 - (1) 令和8年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について **【健康医療保険課】**
 - (2) 「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」の制定について **【環境課】**
 - (3) 令和7年度市税収納率について **【税務課】**
 - (4) 令和8年度個人市民税の当初賦課の状況について **【税務課】**
 - (5) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会浜田市準備委員会の設立及び第1回総会の開催について **【国スポ・全スポ推進室】**
 - (6) 浜田市内県立高校寄宿舎の入寮状況について **【学校教育課】**
 - (7) 令和7年度 市内中学校卒業生（令和8年3月卒業）の進学状況について **【学校教育課】**
 - (8) 令和7年度 青少年サポートセンターの利用状況について **【学校教育課】**
 - (9) 令和8年度 学校別児童生徒数一覧表の訂正について **【学校教育課】**
 - (10) その他
(配布物)
・ 浜田市人口状況（R8.2月末～R8.4月末現在） **【総合窓口課】**
- 5 所管事務調査
 - (1) 日常生活自立支援事業について **【地域福祉課】**
 - (2) 保育所（園）の公費負担について **【子ども・子育て支援課】**
 - (3) 婚姻件数・出生数・パスポート申請者数の推移 **【総合窓口課】**
 - (4) 所得等の推移について **【税務課】**
 - (5) 新築住宅（持家、借家）建築件数の推移について **【資産税課】**
 - (6) 各給食センター及び各校で学校給食に常用している塩について **【教育総務課】**
 - (7) サン・ビレッジ浜田アイススケート場について **【スポーツ振興課】**
- 6 その他
- 7 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）
- 8 ぎかいポストに寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）
- 9 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

10 行政視察について（委員間で協議）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 58 分 開議]

○足立委員長

定刻より少し早いですが全員おそろいのようなので、ただいまより文教厚生委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。

初めに、各委員にお願いします。まず最初に請願審査、その次に陳情審査を行うのでよろしくお願いします。それでは、レジュメに従って進めていく。

1 請願審査

○足立委員長

初めに、請願の審査については、初日の委員会で決定したとおり、執行部に確認する場合があることから最初に行うが、採決については執行部退席後の議案の採決の後に行うこととするのでよろしくお願いします。それでは、本委員会に付託された請願5件の審査に入る。

(1) 請願第 98 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項 3 文教厚生委員会付託分）

紹介議員から発言したいことがあれば、1分程度でお願いします。

○森谷委員

これらは全て地域井戸端会で市民から出た意見であり、私も同意したということなので請願している。それぞれの市民の声だということなので、執行部側がどのような考えかというのは、この後で聞きたいと思っている。

○足立委員長

この請願について、審査の参考とするため執行部に確認したいことがあれば、お願いします。質疑はあるか。

○岡山委員

この内容について、実際に浜田市の枠を超えて市外へ出かけられている形があると思うが、それをどのくらい把握しており、実際にそういった要望があるのか聞かせてほしい。

○健康医療保険課長

実際に市外の医療機関を受診される方がいるとは思っているが、人数の把握は行っていない。現在の浜田市の通院助成の状況だけまず伝えるが、人工透析を受けている方及び精神疾患の治療を受けている方については、医療機関までの距離が2キロ以上ある場合について、市内外を問わず、交通費の半額助成を実施している。

○岡山委員

現在は精神疾患の方と人工透析の方は市内外を問わず半額助成になり、その他のところはないということによかったか。

○健康医療保険課長

そのとおりである。また、島根県においては、小児の育成医療を受けている子どもについて、通院費の助成をしているという状況はある。

○岡山委員

小児の育成医療について少しだけ内容を詳しく教えてほしい。

○健康医療保険課長

担当の所管ではないので答えるのは難しいが、育成医療というのは、小児の一定の疾病を持っており頻回に医療が必要な方については県が育成医療を認定し、医療費についても助成を行っている。その部分の交通費についても、県が助成をしているというところである。

○足立委員長

担当の所管はどこになるか。

○健康福祉部長

高齢障がい福祉課になる。

○足立委員長

高齢障がい福祉課長は本日出席していない。ということでよいか。

ほかに質疑はあるか。

○森谷委員

請願事項にある1、2、3について、実際にどのようなになっているのか。

○健康医療保険課長

本日文教厚生委員会は3だけ付託されているところなのでその部分について答えたい。現状では、市内には各種内科、外科、眼科等の診療科の病院が一次診療になっており、また西部で唯一の三次救急医療機関である浜田医療センターが地域の拠点病院や専門的な医療になっているので、地域内では一定程度完結できる体制は確保できていると認識している。一方で、より専門的な医療やオピニオンを受けたい、また自分が希望する医療を受けたいというところで、市外の大学病院等に通院されている患者がいるということも認識している。市内の医療機関で対応できないという考え方だが、その対応できないというところをどこまで決めるかが、なかなか判断が難しいところではないかと思っている。例えば、先生の紹介状を書いてもらえば対応できるかできないかを考えるとすると、紹介状ではその症例が市内で対応できるのかどうか、対応できたとしても本人が希望して紹介状を書いてくださいと言われれば紹介状が出てくるかと思うので、その辺の判断の難しさはあるかと思っている。

○足立委員長

結論から言うと、要は今何も対応していないという結論でいいか。質疑と違うことも言われたので、やっているかやっていないかを問われていると思うので、それを踏まえてお願いします。

○森谷委員

これは個人の問題として市は関係ないと、遠くの病院に行きたいなら自分のお金で行きなさいというレベルなのか。公的支援が必要だと考えるのか。どちらか。また

は、どちらか言えないときには、短めに少し説明してほしい。

○健康医療保険課長

対応できる、できないというところの判断から、市はまず助成するのであればしていかなければならないと思っているので、今すぐどちらかというのは決められない状況である。

○森谷委員

個人の軽自動車から普通車に乗り換えるというのに助成しない。それと同じレベルで考えるのか、公的な手助けも必要なのかどちらか。またはそうではないなら短めに説明してほしい。

○健康医療保険課長

市としては、市内で完結できないような方に対して、個人の選択で市外を選ばれるのではなく、市内でしか対応できない症状であれば、検討ということもあろうかとは思っているが、今のところは何もしていない。

○森谷委員

全く個人の問題とは考えないが、検討できるならしたいということだったと思う。検討するために、こういう要件を満たす必要があるというのがあるなら教えてほしい。

○健康医療保険課長

今現在、検討する予定はない。

○森谷委員

公的に検討すべき要件等の以前に、もう検討もしないということによいか。

○健康福祉部長

まず本人が希望される場合、純粹に市内の医療機関でも対応できるけれども他のところがいいといった場合には本人の判断で市の助成の対象にはならないと思う。先ほど市内の助成でも、通院助成ということで人工透析や精神疾患の場合に助成制度があるという旨話した。どういった場合に対象になるのかというのはそういった疾患等の内容によって、どうしても必要があればということを考えていくことであろうかと思う。どういった疾患であれば市内で対応できないのかというのはよく検討しなければいけないと思う。

○森谷委員

検討ということなので、どの課で検討し、いつまでに検討を終えるか、予定を聞かせてほしい。

○健康福祉部長

今回請願もあり話をもらったが、現状のところでは、まず検討していくのは健康医療保険課と、高齢者ということであれば高齢障がい福祉課の両課の中で検討していくことになろうかと思うが、時期については現状ではいつまでということとは答えかねる。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。それでは、次に移る。

(2) 請願第 99 号 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について

○足立委員長

紹介議員の芦谷委員及び森谷委員から発言したいことがあれば1分程度でお願いします。

○森谷委員

これは大きな問題なので、ぜひ検討しておられるのは分かるが、民間の事業者から法律のストップがなければいいという問題とは別に、芦谷委員も言っているデメリット、洪水の影響がある、何の影響があるということを真剣に考えて審議、検討してほしい。

○足立委員長

それでは、質疑に入る。これに関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

○森谷委員

この再生可能エネルギーについて、浜田市で検討されている方向性はどのような方向性で考えておられるのか。民間のことだから、そのまま知らんぷりという感じか。

○環境課長

民間がやることだからいいということではなく、やはり地球温暖化防止を進めるに当たっても再生可能エネルギーを使っていくということは必要なことだと考えている。その中で、地域の皆との共生を考えてもらうという内容で、ガイドライン及び今後、条例を制定していきたいと考えている。

○森谷委員

共生が広範囲で分かりにくいので、もう少し細かく説明してほしい。

○環境課長

例えば排水計画や騒音、振動といったものについて、具体的な数値を挙げてガイドラインを制定することとしている。

○森谷委員

ということは、住民のために何かを考える、業者のために何かを考えるということではなくて、全く中立で、住民がいくら反対していても住民の方には顔を向けないということか。

○環境課長

住民の方に顔を向けないということではなく、住民の方が納得していただく、一緒になってこの再生可能エネルギーを取り組んでいく事業者であれば地域も一緒になってやっていきたいと思っていただけるようなものにしていきたいと考えている。

○森谷委員

基準があると思う。こうなってはいけないという基準を業者はクリアするわけである。それとは別に、住民の反対運動という、困るという気持ちの部分がある。その気持ちの部分について考慮するかしないかはいかがか。

○環境課長

その点については、制定するガイドラインの中でも、地域住民等への貢献や地域経済への裨益、エネルギーの地産地消というところを考慮していただく中で、地域の実情に応じて地域の方と事業者の方が納得していただけるようなものを考えていただきたいと思っている。

○森谷委員

だからルールを作るわけである。その中に住民の合意が要件であるというルールを作るのかということが知りたい。それからCO2については、今アメリカもカナダもCO2については気にする必要はないということで舵を切っていることもご存じか。グローバルな各国の状況は。

○足立委員長

作ることを前提に答弁されているような気がするが、それでいいか。

○市民生活部長

ガイドラインについては今回作成し、この委員会で報告をさせていただこうと思っている。また、条例についてはこの請願と同じ内容の市長陳情もいただいております、その中で条例についても作っていくと約束しているので、作っていこうと考えている。

その上で、再エネについてはアメリカの動向等あるが、日本としてはまだ推進していくということになっているので、市としても推進していく立場にあるかと思う。それで、住民の皆については色々と不安なところがあるかと思う。今回の件にしても、なかなか事業者から適切な説明がないとか、住民が納得できないような状況が続いているので、これについては事業者に丁寧な説明を求めていく、あるいは住民との合意を取る、協定書を締結していただくといったことは今後盛り込んでいこうと考えている。その中で、行政も事業者と住民の間に立ってそういった話し合いが進んでいくように取り組んでいきたいと考えている。

○足立委員長

森谷委員、条例制定については執行部も認めているので、細かい部分については条例制定時にまた委員会の方に上がってくると思うので、その細かい部分は次回条例制定が上がってきたときの委員会でぜひ話をしたい

○森谷委員

市民生活部長の発言は間違っている。総理大臣である高市さんが太陽光発電については推進しないという方針をきっぱりと打ち出した。それを訂正したい。

それからもう一つ、地域住民というところが全然分からないが、地域住民が反対しないことが要件であるという項目は入れられるのか。地域住民の範囲も含めて。

○環境課長

地域住民が反対しないという要件を入れるかどうかについて、やはりガイドラインについては全体の市民のためになろうかと思う。だが、太陽光の発電パネル等を設置する場所になると、やはりその周辺地域になろうかと思う。

○足立委員長

そういった部分も含めて、担当部課においてはこれから前向きに検討されるとい

う認識でよいか。

○環境課長

そのとおりである。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。ないようなので、次に移る。

(3) 請願第 100 号 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について

○足立委員長

紹介議員の森谷委員から発言したいことがあれば、1分程度でお願いします。

○森谷委員

これも地域井戸端会で出た住民の声が届かないということなので、請願の形で届けることにした。これらのことについて、こういう声があるということは把握していただきたいということで、質問は後で行う。

○足立委員長

この請願について、審査の参考とするため執行部へ確認しておきたいことがあるか。

○森谷委員

これらの請願事項について把握しているかどうかということをもまず聞きたい。

○教育総務課長

学校の特別教室にエアコンが欲しいというところについては、教育委員会も声を把握している。特に児童生徒たちから学校訪問に行った際に、直接暑いから欲しいと言われたこと等もあり、そちらの認識はしっかり持っているつもりである。

○足立委員長

請願事項はエアコンと遊び場と子ども食堂という3つあるが、スポーツ振興課長、子ども・子育て支援課長の順にお願いします。

○スポーツ振興課長

アーバンスポーツができる専用施設の要望ということだと思うが、要望については直接スポーツ振興課の方では受けていない。しかし、近年アーバンスポーツは幅広く知られるようになっていっているので、そういったところの整備についても、現在のところ専用施設等の整備計画はないが、いろいろな声を聞きながら公園等でそういったことができるなら担当部署と協議していきたいと考えている。そういった声を直接は聞いていないが、ニーズの高まりは把握しているところである。

○子ども・子育て支援課長

子ども食堂については、現在把握している数としては浜田市内20団体ほどある。この団体がどのように運営されているかというところを担当が聞き取りをして状況を把握している。ほとんどが月1回程度の開設となっており、地域の子どものだけではなく、近隣の地域の住民を対象とした地域コミュニティの場となっているという現状を把握している。

○森谷委員

結論から言うと、エアコンははっきりしていた。2番目のアーバンスポーツは何となく知っていた。3番目は知っている以上にいろいろな情報を把握しているということでもいいと思うが、それぞれについて検討することが何か決まっていれば教えてほしい。それから期限も決まっていれば教えてほしい。

○教育総務課長

小中学校の特別教室のエアコンについては、図書室は既に全校終了している。今年度、令和7年度に中学校の音楽室が終わっている。今年度、小学校の音楽室が終了する。令和9年度に中学校の音楽室を除く特別教室2室、令和10年度に小学校の音楽室を除く特別教室2室を実施する予定としている。

○スポーツ振興課長

アーバンスポーツの専用施設を整備する計画は現在持ち合わせていない。先ほども申し上げたが、公園等でそういったスペースが確保できるかどうか、また地域のニーズも伺いながら、担当部署である建設部等と協議していきたいと考えている。

○子ども・子育て支援課長

子ども食堂について、本当に困窮している子どものために継続的な支援をとの内容だが、実態としては、団体の皆の善意によって月1回程度運営されている。毎日の開催になるとかなり負担が大きいですし、多くがスタッフ不足に悩んでおられるという現状も把握している。今後については、他の自治体等での事例などを参考にしながら、市として何ができるかというところを考えていきたいと思っている。

○森谷委員

子ども食堂についてだけ質問する。月に1回の子ども食堂は、食事ができないような家の子どもを助けるためというふうに理解しているが、そういう人が月に1回の食事では生きていけないはずはない。私はこの実態を知ったときに愕然としたが、少なくとも1日に1食は出さないといけないと思ったが、そもそも子ども食堂の定義と現状として、必要であれば手を差し伸べないといけないに決まっているのに積極的に差し伸べていないというバランスがよく分からないが、全体的な内容をもう少し説明してもらえるか。

○子ども・子育て支援課長

子ども食堂というのは、本当に困窮している子どもだけが対象になっているのではなく、子どもやその保護者、地域住民に対して、無料または安価で食事や団らん等を提供している地域コミュニティの場、地域の居場所というふうに定義されている。現状としては、学校がある間は、子どもたちは昼に給食があるが、夜ご飯を食べられていない、朝ご飯も十分食べていないという家庭はあるかと思う。先ほども言ったようにスタッフ不足といいますか、仕事をしておられる方もおられるし高齢の方も多くスタッフに入っておられる。そういった方々に毎日運営をしていただくとすると、今ボランティアでしていただいているので、善意で対応していただいているところがそうではなくなってくると思う。決して手を差し伸べていないということではないが、

いろいろな事例があると思うので、特に夏休みなどは給食もなく日々を子どもたちが過ごすのに特に心配をされているので、今後何ができるかというところはこれから検討したいと思っている。

○遠藤副委員長

そもそもの話なのだが、民間が子ども食堂を運営していることに関して、行政が本当は担当すべき事案だと思う。先ほど答弁にあったようにスタッフの方の手間がかかって、食べられない子どもが現実この浜田にいたのであれば、浜田市が手を挙げて子ども食堂を作るべきだと、その論点がずれていると思う。民間が安価でやってくれるからいいやではなくて、そういう子どもがいること自体が、もしいるとするならばそれは行政としての怠慢であり、救うべき子どもが救われていない現状があるということはとても恥ずかしいことだと思う。請願と少しずれてしまうが、子ども食堂自体の在り方についてももう少し市の方でも検討していただいて、子ども食堂がない浜田市を目指していただけるようよろしくお願いします。

○足立委員長

子ども・子育て支援課長、意見に対してお願いします。

○子ども・子育て支援課長

市が直営で作るべきという意見だったかと思うが、私が把握している範囲で直営でやっているところはまだ存じていない。民間でできるところは民間でというところもあって、今、補助金等の事業は整備している。新規開設であるとか、活動の拡充であるとか、居場所の創出についても補助金を、消耗品費に対しても予算は確保している。あと国の事業や、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会の方にも補助金があり、そういったところで助成はしているところだが、今後の在り方については総合的に考えていきたい。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。ないようなので次に移る。

(4) 請願第 101 号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項 3 文教厚生委員会付託分）

○足立委員長

紹介議員の森谷委員から発言したいことがあれば、1分程度でお願いします。

○森谷委員

この請願も地域井戸端会の皆の意見に私が同意したもので、私が参加した15か所のうち半分の8か所から上がった声なので重く受け止めていただきたい。

○足立委員長

この請願について、審査の参考とするため執行部で確認しておきたいことがあるか。

○岡山委員

この請願の内容に家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放しとあるが、現在も家庭科室はお願いをすれば借りられるような状態にあるかと思うが、確認をさせてほしい。

○教育総務課長

現在も地域活動や地域の皆の交流のために家庭科室を使いたいというところはお受けしているので、開放している。

○森谷委員

これは旭町の今市であった地域井戸端会で住民の方が言われたときに、そこで委員長をやっていた大谷議員が、元教員なので家庭科室は使えるのではないかということで前に進みそうな話題ではあった。前に進めるなら進めていただきたいと思うが、何か障害はあるか。

○教育総務課長

学校の授業等の兼ね合いがあるが、そこさえ問題なければ開放することは全く問題ない。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。ないようなのでこの請願の審査を終了する。

(5) 請願第 102 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項 3 文教厚生委員会付託分）

○足立委員長

紹介議員の森谷委員から発言したいことがあれば、1分程度でお願いします。

○森谷委員

これは主に都川まちづくりセンターの地域井戸端会で避難所のことを言われたと思う。避難所を使おうと思ったときに、市の施設を使わせてもらったら、ほとんど使っていないにもかかわらず水道を開栓しなければならなく、使っていなくても誰かが水道の基本料金は負担しなければいけないということだったと思う。地域住民のために使用するような施設については、過疎が進んでいるようなところについては特に、誰も金銭の負担がないように考えていただけないかという請願である。

○足立委員長

この請願について、審査の参考とするため執行部へ確認しておきたいことがあるか。

○森谷委員

現在どのようになっているか。空いている施設を地域住民のためまたは避難所のために使おうという場合に、水道の基本料金等は一般の人と変わらず徴収されているのか。

○水道管理課長

特に一般の方と区別をすることなく同じように徴収させていただいている。

○森谷委員

大した金額ではないと思うが、市の水道の予算に比べれば。今紹介したような案件で検討することは可能かどうか教えてほしい。

○水道管理課長

今回料金値上げをしたのは、やはり経営が困難というところから料金値上げをしている。この料金値上げに伴った負担軽減策を水道事業内でするとなると、その部分が減収になってしまい今回値上げした効果が薄れてしまうので、将来の料金改定の時期がまた早まってしまう可能性にもなる。そういった負担軽減策を水道事業内だけで検討するというのは困難であると考える。

○森谷委員

今、私が言った範囲で言うとは非常に数が小さく金額的ボリュームも年間何千円かの話ではないかと思うが、値上げした効果が薄れると言うのか。

○足立委員長

請願は、事実確認のみをお願いする。執行部は現在検討の余地はないという答えなので、それを踏まえた事実確認をお願いする。

○森谷委員

値上げの効果が薄れるというのが原因だったが、金額によるのではないかと思うが、どんなに小さくても検討の余地はないということでもいいのか。

○水道管理課長

条例の方で水道の料金の徴収というのは決まっているので、住民のためにというところでの軽減は難しいかと思われる。

○森谷委員

課長、条例は変更できるということをご存じか。

○水道管理課長

知っている。

○足立委員長

事実確認なので、条例云々ではなく、現時点では執行部側は検討する余地は今ありませんという事実が出てきているので、それ以後は一般質問等でぜひやっていただきたい。請願の採決時にそこを参考にしてほしい。

ほかに質疑はあるか。ないようなのでこの請願の審査を終了する。

2 陳情審査

○足立委員長

陳情についても、採決は執行部退席後の議案の採決の後に行うこととしているのでよろしくお願いします。

本委員会に付託された陳情1件の審査に入る。

執行部への質疑はあくまでも審査の参考とするための現状等の確認にとどめておいてほしい。

(1) 陳情第 7 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

○足立委員長

この陳情について審査の参考とするため執行部へ確認しておきたいことがあるか。

○遠藤副委員長

現状、浜田市における公立中学校の平和教育及び校外学習において、政治的中立性が保たれていると私は思うが、現状はどうだろうか。

○学校教育課学力向上推進室長

現状は、偏りはないことを確認している。

○森谷委員

偏りがなくことを確認する方法はどのような方法があるのか。

○学校教育課学力向上推進室長

各学校より提出されている学校経営概要における教育課程の実施計画書及び教育課程実施状況報告書によって把握している。

○足立委員長

ほかに質疑はよろしいか。それでは本陳情の審査を終了する。採決は後ほど行う。
以上で陳情審査を終了する。

続いて、本委員会に付託された市長提出議案1件の審査に入る。

3 議案第 38 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑なしとして議案審査を終了する。採決は後ほど行う。

4 執行部報告事項

9件ある。まず執行部から提出に至った背景やポイント等を説明していただき、その後、委員から質疑を行う。説明、質疑、答弁については、簡潔明瞭に願います。

(1) 令和 8 年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療保険課長

国民健康保険料の当初賦課の状況についてである。

1番目の納付義務者世帯数については、世帯数、被保険者数とも昨年と比較して減少している。

2番目の収納必要額は、保険料として収納する必要がある額となる。当初予算時から当初賦課時では、県に納める事業費納付金が増額したことなどにより約5,300万円ほど多くなっている。

3番目の賦課必要額と当初賦課額の差については、賦課必要額に対して当初賦課額

が約8,900万円少なくなっている。この不足分については、加入者の負担の増加抑制のため、財政調整基金を約7,600万円投入する見込みで料率を決定していることが主な理由となるが、保険料率算定時から当初賦課までの間に国保資格喪失等の異動があったことなどの影響もある。

4番目の通知件数については、世帯主宛に通知をするため、世帯数と同数となっている。

5番目の通知書発送日について、本年度は6月12日金曜日に一斉に発送した。これに合わせて、6月15日月曜日から26日金曜日までの約2週間、健康医療保険課で相談窓口を開設した。電話での問合せを含めて、初日2日目等は1日50件程度の相談があったが、最終的には昨年度とほぼ同数の件数となっている。内容としては、賦課内容に関する相談が最も多かったが、今年度料率を引き上げたことに伴う問合せ等については想定していたよりも少ない状況にとどまっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○串崎委員

7,600万円を取り崩すと言われたが、これはどのようにして誰が決定されるのか。

○健康医療保険課長

保険料率を決定するのは市長となる。5月の文教厚生委員会でも説明したが、国保の運営協議会に諮問をし、答申を受けて市長が料率の決定をしている。この料率を決定するに当たり、物価高騰等あるので加入者の負担を抑制するために、この財政調整基金を投入し、料率を抑えるための金額ということで市長が料率を決定している。

○串崎委員

分かった。あと不納欠損額がかなり出ているが、健康保険料ということで本人のことなので、回収とかお願いとかいうことは市としてはしていないということか。

○健康医療保険課長

不納欠損額というところの説明だが、これについては公平性を担うということでの保険料は皆から徴収しなければならないところではあるが、不納欠損をした中身については、生活困窮の方、いわゆる失業者や事業が破産したなど、そういう方々に関しても徴収することが難しいということで執行停止をかけた後に、時効を迎えた、あるいは執行停止で3年を迎えたというところで不納欠損をさせてもらっている。決して取ることができる方から取っていないということではなく、取ることが難しい生活困窮者に対しての不納欠損額ということで計上している。

○串崎委員

今から市民税の話があると思うが、市民税については電話をしたり直接訪問したりということが書いてあったが、市としてそういう努力はこの健康保険料についてはしないということでもいいか。

○健康医療保険課長

収納については、市民税と同じで税務課の収納係が対応しており、同じようにき

ちゃんと督促できるものは督促する、徴収できるものは差し押さえ等もするというところで、同じように市の方も努力してもらえるものはもらえるという手続きをしている。

○足立委員長

先ほど串崎委員が言われたことについて少し深掘りして確認をするが、倒産であったり廃業という発言があったが、そうなる前に差し押さえ等をしなかったのか。

○税務課長

滞納処分については税務課なので私の方で答えさせていただく。そうなる前にも催告や直接的な訪問等により納付依頼をするのだが、最終的に納付が難しかったという事で不納欠損をしている。

○足立委員長

ちなみにこの中で差し押さえをした件数は何件ぐらいになるか教えてほしい。

○税務課長

国保のことを言われているかと思うが、税目別料金別のものを今持ち合わせていないので、全体で他の市税と国保、後期高齢、保育料を合わせて199件実施をした。

○足立委員長

ほかにはないので次に移る。

(2)「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」の制定について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○環境課長

ガイドラインの制定について参照されたい。

まず、ガイドラインを制定する趣旨についてである。資料1を参照されたい。太陽光発電事業の認可は基本的には国の法令に基づいて決定されるため、自治体が独自の判断で事業そのものを止めることは法的に難しい現状がある。しかし、法令に定めのない部分を市独自の基準で補完し、より一層の安全安心な開発や地域貢献を求めることは可能である。そこで本市では先行して条例を制定している松江市の基準を主に参考にしつつ、浜田市の考え方や判断基準を市民や事業者及早急に示すため本ガイドラインを制定した。

続いて参考の「メガソーラー発電事業の手続き」を参照されたい。メガソーラー事業を進めるには主に3つの大きな手続きが必要となる。

1つ目は、発電事業の認可である。国の法律に基づき、事業者による住民説明会を開催した上で経済産業省に事業計画の認定を申請し認定を得るものである。

2つ目は、開発行為の許認可である。森林法、農地法、盛土規制法など個別の法律に基づき、県や市が申請内容を審査・許可する。着工に向けた最終的な関門となる。

3つ目は、環境アセスメントである。環境への影響を事前に予測するもので、事業者が住民の意見を聞くとともに、県知事の求めにより市町が環境保全の見地から意見

を述べる手続きである。

市が事業に実質的に関与できるのは、この環境アセスメントでの市長意見の提出や開発時の個別法による許認可の場面となる。最終的な許認可は経済産業省が出すことになる。それでは、本ガイドラインの具体的な中身について、主な3つの柱に沿って説明する。

2「ガイドラインの主な内容」を参照されたい。

1点目は、事業者と地域住民との事前協議や説明会の実施といった手続きを定めたことである。

2点目は、保全が必要な場所を抑制区域として位置付けたことである。このような区域では、太陽光発電設備及び蓄電所の設置を抑制するよう求めている。

3点目は、市が26項目の基準に基づいて事業計画を審査し、その結果を公表する仕組みを設けたことである。たとえ国や県が事業を許可したとしても、市は独自の基準で審査を行い、その結果を公表するとともに国や県へ報告することで、事業者に適切な対応を強く促していく。

続いて、浜田市独自の取組についてである。独自の特色については項目が多岐にわたるため、主なものを中心に説明する。

まず(1)では、太陽光発電だけでなく蓄電所も対象に加えたことである。現在浜田市の中山間地で設置相談が寄せられていることから付け加えることにした。

(5)を参照されたい。第7条で定めている抑制区域に浜田市独自の区域として、弥栄町の保護林、市文化財区域、市景観計画重点地区、西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、棚田百選、上水道の取水地点から1kmの周辺域とした。これらの区域は浜田市の風力発電ガイドラインとの整合性も図っている。

(7)を参照されたい。第11条から第13条は、地元への貢献、地域経済の循環、エネルギーの地産地消について定めている。事業収益の一部を地域に還元し地域と調和した運営を求めるものである。具体的な内容は地域の実情に合わせて地元住民と事業者が協議して決定することとしている。

(9)を参照されたい。第15条で定めている。事業者の最終的な責任を明確にするため、施設名には親会社名を日本語で入れることを求めている。転売のたびに名称変更を求めるため、安易な転売の抑止にもなる。

(10)から(12)を参照されたい。第17条から第19条で定めている。50kW以上の施設には、維持管理・運営、撤去費用の積み立て状況を毎年度市に報告することを求める。事業者の交代や終了の際は、6か月以上前の届出と住民説明を義務づけている。

審査の基準となる26項目の中でも、特に関心の高い数値について説明する。(13)の別表に26項目の数値についてである。

防災面では、雨水流出係数に1.0を採用した。これは排水計画を立てる際に流れ出る雨水の数量を計算するときに用いる係数を最も厳しい数値に設定しているものである。

続いて、森林保全についてである。森林法では5,000平方メートルを超える開発に

許可が必要だが、本市ではその基準を3,000平方メートル以上に引き下げている。この3,000平方メートルという数値は、市内のまちづくりの計画区域で開発許可が必要となる面積のルールを参考にして設定したものである。市全体にこの基準を適用することで、太陽光等の開発に伴う土砂災害リスクを国の基準よりも早い段階で市が把握し、未然に防ぐ体制を整えている。

次に、騒音と振動についてである。これらは住宅から50メートル以上の距離を確保させた上で、騒音規制法と振動規制法に基づき国の基準で最も厳しい数値を採用した。具体的には、騒音を40デシベル以下、振動を55デシベル以下としている。

最後に、設備から発生する電磁波については国の法令で定められた技術基準に適合することを確認し、周辺環境の安全を確保する。

(15)の附則の経過措置についても説明する。このガイドラインは、施行日以後に初回の説明会が行われる事業から適用される。施行前に説明会を終えた事業は原則として適用外となる。ただし、附則第4項により、環境アセスメントの手続で県知事から市長意見を求められた際には、事業者には適合申請書の提出を求めることができる。申請を拒絶された場合でも、その事実と26項目の未確認状況を市長意見に記載し、国・県に伝えることができる。

最後に「条例化に向けた今後のスケジュール」を参照されたい。本ガイドラインは令和8年7月1日から施行する。再生可能エネルギー発電施設に関わる条例制定に向けては、今後おおむね1年をかけて取り組んでいきたいと考えている。その間、市民意見の聴取やパブリックコメントを実施するほか、議員の皆との意見交換を予定している。協力いただきますようよろしくお願いいたします。このガイドラインの運用を通じて、市民の安心を一つひとつ形にしたいと考えている。

以上でガイドラインの概要説明を終わる。詳しくはガイドラインの条文と別表を参照されたい。

○足立委員長

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

今現実に進んでいるところについて、住民説明会は終わっているのか。

○環境課長

進行中のものについては、最初の説明会は終わっている。

○森谷委員

「終わっている」の定義を教えてください。

○環境課長

最終的な住民説明会は終わっていないが、附則では、最初の住民説明会のことをいっている。

○足立委員長

住民説明会は何回あるのか。

○環境課長

環境アセスメントにおける住民説明会は、3回である。

○足立委員長

森谷委員が言われたのは、その3回のうちの1回が終わったのか3回が全部終わったのかということを確認したかった。3回のうち何回終わったかの説明と住民説明会というものは3回終わって初めて住民説明会が終了なのか、1回でも終われば住民説明会が終わりなのか、そこを確認したいのだと思う。

○市民生活部長

今やっている事業については、県条例の環境アセスメントに基づいてやっている。これについては、配慮書段階の住民説明会というのはもう終わっている。現在やっているのが方法書段階の住民説明会ということになっており、これについてはまだ終わっていないという状況になっている。ガイドラインの初回の説明会ということになると、今回のものについては配慮書段階のものということになるかと思うので、これについては終わっているという考え方になる。

○森谷委員

説明会の種類は2個あるのですよね。詳しく説明してほしい。

○環境課長

計画段階での環境配慮の検討手続で、配慮書の公表のあとに住民の意見を聞く機会がある。今進行中のものは、これが終わっている。

○森谷委員

説明会の種類は2個あるのですよね。1個ずつ名前を教えてください。

○環境課長

計画段階での環境配慮の検討手続きについての際に、住民意見を聞く機会がある。

もう一つ、アセスの方法について意見を聞く手続のところで住民の皆の意見を聞く機会がある。もう一つ、アセスの結果について意見を聞く手続というところで住民の皆の意見を聞くので3回になる。

○足立委員長

森谷委員は、説明会の種類は2つあると聞かれたと思うが、それについての回答がない。

○環境課長

先ほど答えた3つの説明会は、環境アセスの中でする住民説明会になる。

もう1つは、参考の「メガソーラー発電事業の手続き」の中で伝えた事業認可を受ける際に住民説明会をする必要がある。

○森谷委員

私が聞きたいのは、付則にある説明会が終わっていれば、執行しても効き目がないと言われたので、住民説明会が終わる定義は何ですかということである。私は、住民説明会が終わった定義は、4回説明会があるとしたら4回目が終わった時点で終わると解釈していた。市民生活部長が回答した際に、住民説明会が2種類あるように思ったので、確認した。ここでいう説明会が何種類かある説明会のうちの何番目の説明会で、

1回でも終わっていたら、新しいルールが適用されないということかを知りたい。

○環境課長

先ほど森谷委員が言われた1回目の説明というところで言うと、今進行中のものについては最初の説明会は終わったという認識でいる。

○市民生活部長

今回森谷委員が出席した説明会は、方法書段階のものになるので、ここに書いてある初回の説明会というその説明会の対象ではないということになる。

○森谷委員

対象の説明会は、私が出たアセスの説明会よりも昔に終わっているのか。

○市民生活部長

そのようになる。ですので、今回附則で環境アセスのそれぞれの段階で県知事から市長意見が求められる段階があるので、そこで県知事から市長意見を求められた場合には、もうすでに初回の説明会が終わっているものについても、附則の中で適合審査の提出を求めることができるとしているので、今回進行中のものについてはこの附則を適用して適合審査の提出を求めるということになろうかと思う。

○森谷委員

この附則の中で、今終わっていない説明会が終わったらと決めればいいだけだと思うが、なぜ終わった説明会をもってこれが終わったらもう新しいルールは適用できないということにするのか。今問題になっているのに、それに対応するように工夫するなら分かるが、それは対応しないで次に着手するメガソーラーに適用するルールでは実効性がないわけである。

○市民生活部長

新しいルールを作った際には、既に始まっているものに対して適用すると後出しみたいな形になり、事業者がどうやって進めていけばいいかが分かりにくくなるため、一応適用外としているが、今回は附則でまだ事業が進行中で市長の意見を出すようなタイミングあるものについては、その段階で適合の審査を出していただくというようなところで、一定程度事業が進んでいるものについても今回はこのガイドラインの対象にしようということで附則をつけているので、今対象にしてあるものについては、今回のガイドラインは対象にできると考えている。

○花田委員

ガイドラインの厳しいものを作っているというところで、市民を守っていて、ありがたいと思う。一つ確認だが、今一箇所説明会を開いたが実際開かれていない状態になり、もう一度開き直すというものがあると思うが、その説明会は、アセスの手続の話であるだけで関係ないというところの会なのか。

○環境課長

関係ないということではなく、先ほどお伝えしたアセスの方法についての意見を聞く手続の中での住民の皆の意見を聞くという説明会はまだ終わっていないという認識でいる。

○森谷委員

地域住民の定義が分からない。

○足立委員長

ある程度町内が区切られているのか、それとも浜田市全域なのか説明をお願いします。

○環境課長

ガイドラインの定義の第2条の第6項の中に地域住民等という言葉がある。ここについては説明会等をしていただきたいというような区域というのを求めている。その中でいうと、事業規模によって太陽光発電設備または蓄電所については100メートル以内の人には説明してくださいとか、中規模では300メートル、大規模では600メートル、環境アセス規模では1キロメートル、その範囲内の人たちには説明会をしてくださいというようなことを決めているので、その地域住民等というところの方たちとと思っているが、ガイドライン全体でいうと市民の皆になろうかと思う。

○森谷委員

今回予定をされている部分は1キロということですね。

○環境課長

この中で地域住民等の地域住民と言われるのは、この太陽光発電設備等を設置する場所から1キロの範囲ということである。

○森谷委員

半径というなら中心はどこになるのか。

○環境課長

太陽光発電設備等を設置する場所からである。

○足立委員長

森谷委員は、その全体の中の中心地なのか、その周りの端なのかを聞かれているので、明確に教えてください。

○環境課長

敷地境界からの距離である。

○森谷委員

この中で私がちょっと分からないのが、「エネルギーの地産地消」がなぜメリットとして挙げられているのかという点である。どのようなメリットがあるのか。

○環境課長

地産地消の部分についてだが、例えば今回太陽光パネルを設置する。そこで電気ができる。その電気を市外へ持っていくのではなく、市内で通常より安く地域で使えないか。地域で作った電気なので地域で使うということで、地産地消という言い方をしている。

○足立委員長

暫時休憩する。

〔 11 時 19 分 休憩 〕

〔 11 時 30 分 再開 〕

○足立委員長

それでは会議を再開する。引き続き質疑に入る。

○森谷委員

ガイドラインの5ページ、第14条「協定の締結」というのがある。ここに協定を締結するようにと書いてあるが、この協定というのはPAGが作るのか。浜田市が作るのか。住民が作るのか。

○環境課長

地域住民の方と事業者で話をしていただいた上で、協定書を作っていただくようお願いをしたいと考えている。

○足立委員長

森谷委員は、誰が作るのかを問われている。

○市民生活部長

内容については、事業者と地域住民の話し合いで決めるが、具体的な事務を住民がするのは難しいと思うので、市が協力したい。

○森谷委員

市としての協力というのはどのようなイメージを持てばいいか。

○市民生活部長

具体的には双方で決めた内容を条文化していくというところお手伝いをしているかと思っている。

○森谷委員

手伝いの部分がよく分からないが、条文の作業は誰がするのか。

○市民生活部長

双方で決めた内容に沿って条文化していくのは市でやっていきたいと思う。

○森谷委員

事務作業は、市がするということか。

○市民生活部長

住民がこの協定書の形にするのは難しいと思っているので、そこについては支援をしようということで、条文として市が作っていくような形になると思う。

○足立委員長

市が全面的にサポートするということでよいか。

○森谷委員

聞いた情報をもとに1条、2条と入力する作業も市がするということか。

○市民生活部長

はい、そうなるかと思う。

○森谷委員

別表22条に判定基準が書いてあるが、これを遵守しているかを判定する人はどなたなのか。PAGなら意味がない。

○足立委員長

これを判断する第三者がいるかどうかということですよ。

○環境課長

まず環境課が市の関係課と連携して審査をして、専門的な判断が必要な項目は県にも確認しながら進めていきたいと考えている。

○森谷委員

浜田市は、確認する能力（部署）がないと思うが。実際には、何課が勉強してされるということか。

○環境課長

窓口としては環境課が担当する。事業計画書と添付資料と26項目を照合する一次審査を行う中で、専門性が高い項目については市の関係課、例えば建設企画課であるとか農林振興課であるとか消防と連携して確認をしていきたいと考えている。さらに保安林とか砂防とか河川など、県の許認可に関わる項目については島根県の担当部署にも確認・相談しながら審査を進めていきたいというふうに考えている。

○森谷委員

市が主で行うことは分かった。これらのルールは今からの変更も効くのか。地域住民や我々が要望を出せば変更可能なのでしょうか。

○市民生活部長

ガイドラインについては、ガイドラインを運用していく中で意見をいただきながら適宜見直ししていきたいと思う。1年後を目途に条例化を考えているので、その中で住民、市議会議員との意見交換も予定しており、より良いものにしたいと考えている。

○森谷委員

具体例を出す。半径1キロを2キロにしたいという意見があったとして、ガイドラインの変更ということで簡単になって、将来は2キロのまま条例制定になるという道も残されていることでよいか。

○市民生活部長

意見を伺い、それが妥当だと判断してガイドラインで2キロと決まった場合は、それをベースに条例化に向かっていくということは考えられる。

○森谷委員

だから可能かということなのだから、可能なでしょ。

○市民生活部長

期間的にガイドラインの修正が可能かということはあるが、それをクリアできれば可能である。

ここで暫時休憩する。

[11 時 39 分 休憩]

[11 時 42 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

○市民生活部長

ガイドラインの改定については、今、示しているものは、7月1日施行を予定しているのですが、現時点では難しい。ガイドラインを運用していく中で意見をいただきながら適宜検討していきたいと思う。条例化を控えているので、その中で意見を聞くことも可能と思う。

○森谷委員

1回決めて、変更する。条例を作る際は、意見を勘案して妥当なもので条例を作るということですね。条例化の予定はいつか。

○市民生活部長

概ね1年後である。

○花田委員

条例ができるまでは、ガイドラインに則り行っていく。1つでも欠けていれば、通らないということでしょうか。

○環境課長

そのとおりである。

○遠藤副委員長

条例制定を目標にされているとのことだが、それに違反した場合の罰則は何か考えているか。

○環境課長

これから条例化を進めていくので、今の時点では、今後皆の意見を伺いながらどのような罰則が必要かということも含めて意見を頂戴したいと思っている。

○足立委員長

ガイドラインの中に維持管理、運営、積立状況の定期報告を求められていらっしゃるが、これは証拠書類を提出してもらって確認をされるのか、それともただ向こうがちゃんと積み立てていますよということを事実確認として捉えられるのか、その辺はどのようにお考えか教えてほしい。

○環境課長

年度ごとに報告書等、証拠書類を提出していただいて確認するというふうを考えている。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。ないようなのでこの質疑は終了する。

(3) 令和 7 年度市税収納率について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

令和7年度の市税の収納率が確定したので報告する。現年度の収納率は99.60%で前年度と比較して0.03ポイントの減。滞納繰越分は16.36%で前年度と比較して0.56ポイントの減。合計は98.45%で前年度と比較して0.08ポイントの減であった。

令和7年度の主な取組としては、1.口座振替の推進、2.コンビニ納付、3.スマホ決済、4.夜間の電話催告、訪問臨戸、5.預貯金等の財産差押えの強化、6.元国税徴収官の徴収指導員による指導、7.島根県との相互併任制度による共同催告、8.デジタル化による事務の効率化を実施した。新たな滞納者を作らない取組を重点としつつ、納付がない場合は財産調査を行い、差押えを実施した。一方で、生活困窮の滞納者に対しては滞納処分を執行停止した。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

電話催告とか直接訪問されるような対応をされているが、これは専門の職員がいるのか。どんな体制でやっているのか。

○税務課長

実際に実務を行う体制としては市の正規職員となる。先ほどの取組の1例に挙げた徴収指導員による指導とあるが、こちらはアドバイザーという形でどのような方法で差押えをすればよいかということをおアドバイスしていただくだけで、実際の差押え業務や取り立て業務をしていただくわけではない。正規職員は係長1名と職員3名になる。

○串崎委員

延滞の人の回収をするのは、難しい。夜間訪問することもあるということか。

○税務課長

状況によっては、夜間訪問をすることもある。

○遠藤副委員長

督促、訪問に関してなのだが、職員にとって、決して気持ちのいいものではないと思う。市民から暴言を吐かれたりすることもあると思うが、そういった部分のケアであったりとかは税務課として何か特別にしてことがあるのか。

○税務課長

職員のメンタル面については常に留意しており、辛いことがあれば相談していただけるような体制は設けている。ただ、現在の職員は皆意識が高く、業務として必要なことであるという気持ちをととても強く持っているので、特に辛さを訴えられるということは今のところない。

○岡山委員

資料の中に、調査期間の短縮を目的にオンラインの預貯金等照会システムを導入しているとあるが、具体的にどのようなシステムか教えていただけるか。

○税務課長

こちらは今トライアル含めて2種類導入しており、1つは令和6年1月から導入して

おり、もう1つは令和7年9月から導入している。いずれも税務課にしながら電子で預貯金の照会ができるものなのだが、それぞれ特性があり、こちらの方がこういう照会には便利とかいう少し性質が異なるものである。最終的には予算の兼ね合いもあるので1つに統一する予定でいる。

○岡山委員

徴収したものに対して、どれだけ増えているか、どれだけ徴収されていないかを課が確認するためのシステムというところで間違いないか。

○税務課長

滞納した方の預貯金を確認するためのシステムである。つまり差し押さえ可能かの財産調査の一環として行うものである。入金があったかどうかを確認するものではない。

○岡山委員

庁内にいながら、残高を確認できるシステムということで間違いはないか。

○税務課長

委員お見込みのとおり、わざわざ金融機関に行くと時間がかかるので、こちらで照会できるものは照会して時間とコストの削減を図るということになっている。

○足立委員長

今のシステムで、もう少し深掘りして教えてほしい。それはあくまでも金融機関だけで、例えば証券会社であったり不動産であったりそうしたものは含まないという認識でいいか。

○税務課長

お見込みのとおり含まない金融機関のみになっている。しかも全ての金融機関を網羅しているわけではなくて、その範囲も今2種類ありますというふうに伝えたが範囲がそれぞれ異なる。

○足立委員長

調定額が99億弱である。このうち総務大臣配分がありますよね。ということは、それはほぼ100%入ってくるので、当然それを除いた部分の収納率を考えないといけないのではないかと思う。それを考えたときの総務大臣配分を除いた収納率というのは計算されているか。

○税務課長

今そのような数字は出していないのだが、この総務大臣配分は固定資産税に影響するものでして、固定資産税の収納率を例に出すと令和7年度は99.66%なのだが、こちらを考慮すると99.39%ということで0.27ポイントほど下がるので、全体にするともう少し縮まるとは思うが若干は下がるということになるかと思う。

○足立委員長

今回新たな滞納者を作らない取組を重点とはされたものの、実際のところ令和6年度と比べると収納率が下がっているという現状がある。このことについては何がいけなかったのかとか、そういったところがもしあれば教えていただきたいと思う。

○税務課長

収納率は若干下がっているのだが、伸びなかったということではあると思う。理由としては、令和7年度から実施した新たな取組がなかったということは一つあると思う。それから比較して0.03ポイントの減なのだが、ざっと浜田市民が5万人としたときに0.03%というとな15人ぐらいになるので誤差の範囲といえるかなと考えている。

○足立委員長

人数的には少ないにしろ新たな滞納者と作らない取組を重点にしている以上は、私はここが収納率が上がることを期待していたのだが、実績においては上がらなかったというところなので、令和8年度の新しい取組とかもしあれば教えていただきたいと思う。

○税務課長

令和8年度からの取組としては、もうすでに導入しているのだが、納付書のLQRの導入を4月からいたしまして市税に関しては納付の利便性が向上しているところである。それから浜田市としては口座振替の推進をしている。そこで今年の10月から、税務課の窓口それから健康医療保険課の窓口で、国民健康保険の加入の受付けの際にその場で口座の申し込みをしていただくことができる機器を設置する予定になっている。今浜田市で口座振替を8行しているけれども、その中の上位4行、それだけで97%程度シェアしているのだが、4行のみが対象となるのだが、それによって口座の登録率が向上してひいては収納率も向上するのではないかと期待しているところである。

○足立委員長

ほかにはないので終了する。

(4) 令和 8 年度 個人市民税の当初賦課の状況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

まず1番である。当初賦課調定額は約23億9,600万円となり、前年度比は4.23%増加の104.23%となった。なお、納税義務者数は2万5,577人となり、前年度比は1.68%減少の98.32%となっている。また資料に記載はないが、納税義務者1人当たりの調定額は9万3,685円となり、前年度と比較して6.01%増加している。

続きまして2番、調定額の主な増減要因である。調定額の増額要因としては、給与所得、公的年金所得、農業所得の増加がある。給与所得については、税制改正により今年度から給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げとなったが、賃金上昇の影響の方が大きいため全体では増額となっている。減額要因となった寄附金税額控除については、寄附人数、寄附金額いずれも増加したことによる。なお、今年度から適用の税制改正として扶養親族等に係る所得要件の引き上げと、大学生年代の子等に係る特定親族特別控除の創設もあった。しかしながら扶養控除の対象者は全体で減少しており、税額にも大きな影響はなかった。

続きまして、納税通知書発送日である。個人で納めていただく普通徴収の納税通知書は6月11日木曜日に発送した。なお、給与天引きとなる特別徴収分については5月13日水曜日に発送したが、通知書の一部に印字漏れがあった。正しく印字した差し替え分の通知書を先週の金曜日、6月26日に発送したので報告する。なお、この印字漏れについては課税内容、納税額、納期には一切影響しない。迷惑をかけたことを深くお詫びする。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○串崎委員

かなり増えておるということは、個人の給与面とかそういう所得が増えたということでしょうか。

○税務課長

全体的には所得は増えている。また所管事務調査の部分でお伝えするが、令和7年、8年度については所得が増となっているところである。

○岡山委員

資料の中に浜田市民が申告したふるさと寄附の影響額についてというのがあるが、下に米印もあるが浜田市民が浜田市へ行ったふるさと寄附も含まれるということは、浜田市民が浜田市外にふるさと寄附を行った額というところで間違いないか。

○税務課長

こちらは浜田市民が浜田市、また浜田市外も含めてふるさと寄附を行った全てを含んでいる。浜田市に寄附された場合は返礼品がないということだが、その寄附された方がどちらに寄附をしているかというところまでは税務課では把握していない。

○足立委員長

この表の2番の農業所得の増加のところである。令和7年度6,800万のマイナスだったものが令和8年度においては2億8,000万の大幅なプラスになっているが、この要因について教えてほしい。

○税務課長

こちらについては農作物、米の高騰が要因だと考えている。実際に農協の概算金について、令和6から7も増えているのだが、7から8にかけて7割近く増えている。その影響で増額になっていると考えている。

○足立委員長

あとこの2番の表でもあるが、給与所得が3,300万、公的年金が2,400万、農業所得が2,100万で、寄附金の部分についてはマイナスということになるが、これ差し引きすると多分7,000万ちょっとのような気がする。でも調定額の増加は9,728万になっているかと思うが、この残りのお金2,600万いくらかはどこに入っていると思ったらいいか。

○税務課長

こちらに挙げたもの以外にも所得、税額控除あるので、そういった部分に影響し

ていると考えている。

○足立委員長

この表を見ると年々寄附人数も増えており、市外へお金が出ている、市内にあるとは言われたけれども多分おおむね市外に出ているのではないかと推測できる。7年から8年においては、いきなり8,000万ぐらい増になっているが、これは部署が違うと思うが、税としたらいくらぐらいまできたら深刻な状況になるのか。まだまだ浜田市は受ける方が多いのはあるけれども、ただこれは放っておくような金額ではなくなってきたのではないかと私は勝手に思っているが、税務課の方ではどのように捉えられているか。

○税務課長

私もはっきりと寄附額を今記憶していないが、十数億あったのではないかなと思っている。それからこれも仄聞しただけなのだが、半分ぐらいが経費で飛ぶと聞いているのでそうするとまだ浜田市にはプラスはあるのかなと思っているところではあるが、私が税務課長としての立場から申すと、なるべく浜田市民は浜田市にふるさと寄附をしていただきたいなと考えているところである。

○足立委員長

それではここでお昼になるので一旦暫時休憩をする。再開を13時ちょうどです。

[12 時 03 分 休憩]

[13 時 00 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

(5) 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会浜田市準備委員会の設立及び第 1 回総会の開催について

執行部から説明をお願いします。

○国スポ・全スポ推進室長

2030年、令和12年の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催に向け、浜田市でも準備委員会を設立し、第1回総会を開催したので報告をする。

最初に浜田市準備委員会の設立についてである。6月2日に浜田市準備委員会設立総会を浜田市の総合福祉センターで開催をした。準備委員会の設立趣意、会則、役員等について承認いただき、設立をさせていただいたところになる。承認された委員の構成については別紙の資料を参照していただきたいが、会長に開催市の市長である三浦市長をはじめ、副会長4名、委員49名、監事2名、顧問3名、参与10名の計69名に就任をいただいている。浜田市議会の方からは副会長として澁谷議長、委員には所管委員会である文教厚生委員会の足立委員長に就任をいただいている。

設立総会終了後には引き続き第1回の浜田市準備委員会総会を開催し、浜田市開催基本方針や浜田市開催推進総合計画等について審議をいただき、承認をいただい

る。

今後は準備委員会の下部組織として4つの専門委員会を立ち上げ各委員会で細かな事項について協議検討を進めていくこととしている。裏面には全体の組織図を載せているのでまた参照されたい。この準備委員会については来年開催が本決定になるので、その際には実行委員会に改編をさせていただき、令和12年の本大会終了後には解散をする予定としている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○串崎委員

専門委員会の設置、4つ専門委員会を立ち上げられるという話だったと思うが、どんな人で、何人ぐらいの専門委員会をされるのか。

○国スポ・全スポ推進室長

基本的には準備委員会の委員に就任いただいている組織の中から推薦をいただく形で選出をしていきたいと考えている。人数については、まだこれから検討していこうと思っているので、何人というところはまだ確定的なものは申し上げられないが、その中で選出をしたいと思う。専門委員会では、より実務的な話を想定して検討していきたいと思っているので、準備委員そのままでなくて担当課長などに就任いただけたらなと考えているところである。

○芦谷委員

それではこの専門委員会の体制ができて始動するのはいつごろか。

○国スポ・全スポ推進室長

まずは推薦の依頼をさせていただくことになろうかと思うが、今年の国スポが9月10月に青森県で開催するので、私どもその辺りを視察予定している。そういったところの状況も説明をしながら第1回の専門委員会を開催したいと思っているので、秋以降になろうかと思っている。

○芦谷委員

したがって青森の視察については専門委員会とは別に事務局で行うということか。

○国スポ・全スポ推進室長

今のところそのように考えて動いている。

○足立委員長

ほかにはないのでこれで(5)は終了する。

(6) 浜田市内県立高校寄宿舍の入寮状況について

執行部から説明をお願いします。

○学校教育課長

1点目、浜田市が運営する浜田市共同寄宿舍の入寮状況だが、今年度17名の入寮で昨年度28に対して減になっている。

次に、浜田市内にある県立高校全体の入寮状況について説明する。浜田高校の男

子寮だが、表の中段の部分が浜田高校の県立寮である。定員52名に対して今年度25名という状況になっている。

次に、浜田高校女子寮である。36名に対して11名入っている。このうち3名が水産高校の女子生徒である。

最後に、浜田水産高校男子寮である。男子のみの寮になるが、42名に対して今年度は38名の入寮状況である。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○串崎委員

一番下の浜田水産高校、定員42で38と大変成績が良いような感じがするが、他に比べて何か要因でもあるのか。

○学校教育課長

基本、水産高校については県外の募集定員枠8名に対して28名の枠を持っている。県外の入学者が多いので必然的に今年度は県外が10名、県内も市外に多かったので結果として17名、例年大体14名をめどに入寮の募集を見ながら募集をかけるが今年度は多かったという状況である。

○足立委員長

それでは、この質疑を終了する。

(7) 令和 7 年度 市内中学校卒業生（令和 8 年 3 月卒業）の進学状況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○学校教育課長

令和7年度卒業生、全体で423名卒業した。この進学状況である。

まず浜田市内県立高校3校の全日制だが、全体として183名、全体の43.2%である。過去と見ると5割を割った状況である。

一方、県内の公立高校、浜田市外だが、ここは71名、割合で16%だが、これは例年並みの構成比になっている。

私立高校の全体だが、今年度県内で99名になる。ここが23%で、昨年度と比べて36名増加しているのが特徴である。特に智翠館、明誠、東高校へ20名から40名程度進学している。

最後だが、県外にも今年度全体で私立公立合わせて22名進学しており、この部分も増加している状態である。

特別支援学校、その他はほぼ例年並みで、こういった状況になる。特別支援学校合わせて、通信、定時制、全日制合わせて浜田市内の高校、高等部に進学したのが210名で、約49%、5割の状況になっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○岡山委員

今回私立高校への進学が多かった要因について、私立高校の無償化のあたりのところも要因としてあるのかなと思うが。一人一人にヒアリングされていないと思うが、そのあたりの分析をどうされているのか伺います。

○学校教育課長

今年度から高校の授業料無償化になったので、私立は上限があるが、無償化があったから私立という選択ではなくて、たまたま生徒の進路が学校の説明会等の体験入学等で選択されたものというふうに理解しているので、直接の部分は把握していない。

○岡山委員

もう一つ、よく保護者から聞く話としては、スクールバスが出ているので交通の便のところで確実に登下校ができるというところで私立高校を選んでいるという声を少しずつ多く聞くようになってきている。この交通の便のところは公共交通の話であるとか親が送り迎えするとかいうことが含まれているので難しいところではあると思うが、そのあたりのところ、例えば明らかに登校がしづらいとかそういう理由で公立高校が避けられているような分析がなされているのかどうか伺います。

○学校教育課長

直接の分析はしていないが、例えば私立、智翠館高校、明誠、東高校あるけれども、各高校とも送迎の経路が異なっている。明誠はかなり弥栄の方まで上がっているし、東高校、智翠館は9号線沿い、智翠館は奥に入っているが、そういった経路によって進学先の選択というのは当然あると思う。実際、個々に言うと三隅中の話だが、やはり生活圏域が益田に近いということがあり、特に浜田まで出るという動機づけが非常に薄くなっているのが特徴で、益田の方に進学する傾向は今年度については非常に強かったというふうに出ている。

○岡山委員

私立高校によっては進学を希望している生徒に合わせてバスの路線を延伸したりという努力をされていたりするが、やはりそのあたりを押し負けているのかなというところはあったりする。例えば浜田市内に学生をたくさん残したいという場合にはおそらくその交通のところを考えていかなとなかなか今後難しいのかなと思ったりはするが、そのあたり、例えば進学に関するところで交通の課と話をしているようなことはあるのかどうか伺います。

○学校教育課長

交通の課と直接やっているかという部分は、旭地区から市内に出す生活路線バス、ここの乗車については乗れるか乗れないかという確認は協議しているが特段していない。ただ交通についてだが、例えば県外の私立今年度増えている。結局どこでスポーツも非常に多いけれども、それぞれの学校に行きたいというところが子どもにとって選択肢になったかどうかというのがあるので。交通があるとかではなくまずは行きたい学校というので選ばれているというふうに認識している。

○花田委員

浜田高校の理数科11名というのが、令和3年度は13名あるけれども、全体的にどんどん減っている、理数離れというところもあるのかなという感じなのだが。そのあたりは全体的な学力低下があるのかもしれないが、小学校の方でも算数とか理科に力を入れていくという方向にあるはずなのだが、この数字というのはどのように理解がされているか。

○学校教育課長

同様の質問一般質問で大谷議員からあった。実際今年度浜田市から11名だが、高校全体して理数科18名で昨年度が22名、少し低調になっているのは事実である。実際、選択肢の話なので、理数科へ行くということがどの程度子どもたちが理解してその進路を見据えて選択しているかというところもある。理系は理数科のみならず下段の方に高等専門学校、高専があるが、ここも最近は大体横ばい、若干減っている状況である。こういったことで理数科へ行く選択肢としてそこが選ばれていないというか、入ってから理系の学びをとという選択もできるので、理数科ありきというのは私どもこれが全てではないと思っているが、多ければ多いほど、特に浜田高校1クラス減になると教員の数も7人減るというところで非常に指導体制も厳しくなるのは伺っている。こういった理数科の存続というのは地域の進学先としては非常に大切なので、そこは高校側にも意見聞いて状況を確認したいと思っている。

○花田委員

今から状況確認というところだと思うが、これは高校に入ったという数字なので、その前段の進路指導をするのは中学校だと思うが、中学校でのこの浜田市内の高校に入る率が50%を切るという状況というのは、中学校はどのように受け止めて、それに対するどのような対策をしようと思っているのかお聞きしたい。

○学校教育課長

今6月だが各校私立含めて学校説明会を開催されている。これを踏まえて1学期の終わりの段階で3者面談等を学校でされる。この段階で特に3年生進路をどうするかというある程度イメージが子どもたちできるかと思う。繰り返しになるが、今交通の便、スポーツやるなら寮に入らないと少し遠方に行かないといけない、地元にはないスポーツだったらもう出るしかないというところで、寮に入るという部分では県外でも県内でも一緒というところある。勉強だけでテストの学力だが、この部分で選択する部分についてもうすでに高校入試が一般選抜テストだけではなくて、面接中心、プレゼンテーションも含めて自分の自己推薦型が一昨年からは始まっている。そういった部分で入試のあり方すら変わっているので、そこの選択肢をいかに自分で考えていくことが大切だと思うので、学力だけではなくその選択肢が選ばれるように学校教育の方では取り組んでいきたいと思う。当然理数教育を目指す部分で理数が好きになるという授業も取り組んでいるので、そういった積み重ねで次につながるかと思っている。すぐに結果出るものではないけれども、その点は教育委員会としても念頭には入れている。

○遠藤副委員長

意見も合わせてなのだが、私は浜田市内の高校に行った数が43.26%となることに

関して何ら不満もないし、中学生が今後進路先を選んでいくときに選択肢に入らないだけのことであって、やりたいことがそこでできなければ自分がいたい環境で、もちろん子どもが行きたいと言えば親は当然それを応援すると思うし、こうして散らばることは、僕自身は全然問題ないと思っているが、浜田市としては市内の中学生を皆浜田市の高校に集めたいのか。イエスカノーかで結構なので願います。

○学校教育課長

担当課長として申し上げるなら、寮も作りましたということは集めたいというのが本音である。実際高校魅力化ということでコンソーシアムを作ってやろうということなので、まずは地元の高校がそれぞれ独自性を出して、地元の子が当然近くの学校なので行けるというのがベストだと思う。水産高校もまず地元から集める、県外に頼るではなくそういった子どもが増えるというのがまず大切かなと思っている。

○遠藤副委員長

先ほどの寮の話をされたが、寮を作ったから増やすというのだと本末転倒だと思うのでそこは切り離して考えないと。寮作ったから浜田高校に行かせる人を増やさないといけないというのは目的が違うのではないかなというのと、もちろんそういう意図がないのは分かっているが。結局その今現状浜田市内の高校が努力しないわけではなく、子どもたちの多様性というのが若年化していった子どもたちが自らの意思で選んでいる状況というのをやはり市としても理解して、それを応援してあげるような段階にも来ているのではないかと。無理して浜田市の高校に集める必要は僕自身全くないと思っている。できれば浜田市内の高校に皆生徒が集まってくれて浜田市が盛り上がる方がいいのだが、だからといって他所の高校に行くという意見でもないと思う。ここの数字が今後どういうふうに移っていか分らないが、無理やり浜田市の高校に行けとかの指導にならないよう、好きなところに自分がいちばん輝ける場所に行けるよう、そういうお手伝いを教育委員会にもしていただきたいなという意見で終わる。

○森谷委員

最初のほうで理数科はどうのこうの言われたが、理数科は補助金がもらえるから理数科を維持しているのですよね。そこを確認したい。

○学校教育課長

委員が指摘の補助金の中身が分からないが、補助金があるから浜田高校理数科を維持しているものではない。実際高校に関しての補助金は共同寄宿舍の関係で一部県からいただいているがそれ以外の補助金はないと思っている。

○森谷委員

よく貧乏県に理数科が多いのは補助金があるからだというふうに聞いているが。私は高校へ行ったときは8クラスありまして、8組が理数科で7と6は普通科の理系という感じだった。あとが文系みたいな感じだったが、別に理数科じゃなくたって理系のところに打ち込めば理系の勉強ができるわけなので、理数科を維持する必要性がないと思うが、普通科で理系文系という分け方があるので、どうしてその理数科がこんな

に少ないのに維持しているのか、先生もいるでしょう。もったいないと思うが。

○足立委員長

答弁できるか。

○学校教育課長

設置者は県である。県の高校なので、その運営についてクラス、教員の数も含めて補助金も含めてだが、私ども把握していない、答弁する立場にない。

○森谷委員

逆にお聞きするが、高校は県のことだったら何で浜田市が今こういうデータで問題にするのか教えてほしい。

報告には目的があるはずである。意味のない報告、目的のない報告でしたら時間の無駄だが、何のための報告か。

○学校教育課長

目的は、進路先がどういうふうになっているかということの報告である。

○森谷委員

せっかく時間を取るのでしたら、ここの表に対して問題点があるなら問題点があるというふうに認識をしなければいけない。ここで問題点はあるのか。つまりここの部分は困ったなと心配しなければいけないなと。ここの部分はいいな、うらやましいなという部分があるのでしたら、大きく2種類ピックアップしてもらえるか。

○教育長

今言われたように報告させていただくことで高校に進学するということが将来地元の就業につながるということもあるので、直接この高校の中身そのものを我々がどうこうしようというものではないが、やはり地元の高校に魅力を持って進学していただきたい。遠藤副委員長が先ほど言われたように、選択肢を狭めるために地元の高校を選んでくださいという話をする気は全くないのだが、子どもたちの選択肢に、魅力的な高校になっていただきたいというのは先ほどの提示のこともあるし、今コンソーシアムを作って浜田市の教育委員会が高校と地域の連携を進めているところも、子どもたちの選択肢が地元にあるということはそこで住んで暮らしたいということにもつながっていると思うので、こういった報告している。

ただ、今もう一つ言われた理系の生徒のことについても言われたとおりで、理数科に行っている子どもの数そのものが理系の数ではないと思っている。江津工業や益田の翔陽高校や智翠館に行っている子どもたちも将来そういうものを目指しているので、そういったトータルで理数の教育を目指している子どもがどれだけかというのを把握しないといけないが、そこまでについては現在把握していない。

もう一個、理数科がなぜ必要なのかということに関しても、理科の教科が複数教科ないと、例えば医学部やそういった進学が限られてしまう。理数科がなくなってしまうと教員の数が減るので、そうするとそれに対応する教員がいなくなるという意味で、浜田市の子どもたちの選択肢が地元にあるという意味で、理数科の数の少なさというのはある意味問題として捉えてもいいのかなというふうには認識している。

○森谷委員

ここで多分、市内の県立高校進学者の割合が減っているのを心配しているのではないかと思います。逆に私立高校というのは63人から99人に増えている。それから県外で言うと14人から20人に増えて1.5倍ぐらいになっている。智翠館だけ取り上げると25人から42人で1.7倍ぐらいになっていると。この原因をどういうふうに分析しておられるか。中学教育に関係があるというスタンスで悩まれるのではないかと思います。高校は浜田市関係ないからというスタンスで答える答え方もあると思うが教えてほしい。

○学校教育課長

委員指摘あった私立とか県外の状況である。まず県外の私立進学が急増している。これ一部学校の情報を見てみると、特にサッカーと野球を中心にした県外でやりたいという生徒が今年は非常に多かったのが特徴である。当然毎年勉強したいということを出る子がいるが、その部分は大体横ばいで大体スポーツの選択で増えている。私立については、極端に言うところの原因がどうかと言われるが、智翠館高校だとアスライズという学科が新設される。学校に行きづらい、要は五教科だけではなくて地域活動を踏まえた特別な教育課程を組んだ学科が新設されている。そういったところも実数は押さえてないが、選択肢の中に含まれていたのではと思う。全体として先ほど岡山委員言われたように高校の無償化の部分。それと、私立は専願をすると非常に12月の下旬の段階から推薦で合格できるという入試のやり方をとられているので、早め早めの進路選択の結果がこうなったというところで、ちょっと分析までは正直できていない。

○森谷委員

これを突き詰めていくと、大学もみんな県大に入れということになるじゃないか。市内の高校に行けというのと突き詰めていくとみんな県立大学に行けということになったら満足なのか。これ県立高校以上に大学の話だからうちは関係ないという感じか。

○足立委員長

ちょっとこれ趣旨からそこまでいくとずれてくるので、もうちょっと高校寄りの話をお願いします。

○森谷委員

分かった。本当はずれてないのだけれども。1個1個で考えるのではなくてトータルで考えないと。当たり前である。ポツンポツンと虫の目で見てもしょうがない。バードビューで見て虫の目で見なきゃいけない。浜田市が、市長は、魅力的な戻ってきたようなまちにするというのだが、その時点でもうお粗末だと思っている。遠藤副委員長が、自由に選べばいいという、魅力というのも皆それぞれ魅力が全部あるように、顔も違えば考えも違うのだけど魅力があるということで、魅力づくりを統一してやるというのはそもそも無理があるのだが。自分の好きなところにどんどん行くというのを後押しするという姿が正しいと思う。人が住むところを地方公共団体がコントロールするというのは神を冒瀆するような考え方だと思う。どこでもいいから背中を押してあげるという方向に変える方がいいのではないかなと思うがお考えを聞かせてほ

しい。

○足立委員長

森谷委員、あくまでも中学校の子どもたちが卒業した現状を執行部側が報告をされる様式で、現状はこうですよというところまでは執行部も言われたけれども、これから先の部分は町の未来全体に関わる部分を言われたと私は思ったので、それを少し大きくなりすぎているので、それを求めるのは一般質問の方がいいかなと思うのだが。

○森谷委員

そもそもこんな表なんか発表しなくてもいいと。発表するならこれをもとに深掘りしなければいけないと思う。そもそも漁獲量が何トン取れたと言って発表していた。くだらないことをやめろと言ったらやめた。だからこれ、深掘りできないのだったら発表しないでほしい。発表するのだったら深掘りしましょうということである。

○足立委員長

資料提供ということで執行部側から報告でいただいたということでよろしく願います。では次にいく。

(8) 令和 7 年度 青少年サポートセンターの利用状況について

○足立委員長

執行部から説明願います。

○学校教育課長

上段だが、昨年度相談件数延べ1,510件の相談を受けた。実際この下段の方で人数出ているけれども、令和7年度全体で61名の相談を受けた。令和6年度の72人に比べ減っている状況である。

裏面だが、実数今年度61名利用していただいたが、来年度末で支援終了という形になる。青少年サポートセンターは40歳までを支援対象にしているので、年齢到達、就職、その他もろもろで9名ほど支援対象者から外している。なかなか就労の相談を受けるが、就労に向かえない、体験のところは来るけれども、なかなか就労に向かえていない状況は続いている。

最後、居場所の利用ということで居場所づくりしている。全体で月に4、5回程度教室、いろんな料理教室、パソコンなどしているけれども、全体で延べ587人の利用になっている状況である。

○足立委員長

委員から質疑あるか。

○遠藤副委員長

まず裏側の「支援終了者の内訳」が書いてあるのだが、青少年サポートセンターに関わらなくてもいい状況になった、卒業といいますか、その数というのはどこで見たらいいか。この支援終了者の内訳のところに青少年サポートセンターに関わらなくて良くなったという項目があって、そこに数字があればいいのだけれども。令和7年度解決する者が1人もいなかったということないと思うのだが。その数字が知りたい

のと、この40歳到達した方というのは、本来サポートが必要なのに青少年サポートセンターでは受け付けられなくなって、また次のサポートの方へ行かれたという認識でよろしいか。

○学校教育課長

この9名支援終了になっているけど、この「就労」と「市外の学校へ進学」。これ実際外の専門学校、20代半ば過ぎて進学、就労も、要は自立の意向があって支援はもういいよという形で終了している。これが本人からの申し出である。

40歳到達の部分である。一応概ね40歳なので年度中に40歳になった人は年度末まで支援対象にしている。次のステップだが、健康福祉部の方に所管があるのでそちらの方で対応する。その時に当然引き継ぎをする。福祉の方が浜田市社会福祉協議会に委託をしている。その方とうちの相談員が本人も交えて今後の支援について引き継ぎをして、そこからはサポートセンターは徐々に切っていくという形である。40歳になったからすぐ終わりではなくて、その部分の引き継ぎも丁寧にしながらやっているという状況である。

○遠藤副委員長

40歳到達の方に限らずなのだが、合計1,510名の方が今年1年間初めましての1,510人じゃないと思う。もう何年間ももしかしたら何十年間も引き続き利用されてこういう結果になっているのではないかなと推測するのだが、そうした場合に青少年サポートセンターの役割として、サポートの目的というのが僕のイメージだと先ほど言われた就労であったりとか、市外の学校へ進学、その他など人によると思うのだが、いわゆるよかったねと家族とかにも言えるような状況に持っていくことがゴールであるはずの団体だと思うのだけれども、それは現実問題難しいのはもちろん承知しているのだが。この数が大幅に本来なら毎年減って行って、新しい人が入ってきてどんどん卒業されていく人が増えていくという形が一番いいと思うのだが、そういった数字がこれだと読み取れないので、やはり長年ご利用されている方が多いという受け止めなのだがそれでよろしいか。

○学校教育課長

長年利用されている方が多い。特に中学校を卒業して支援が必要ということで中学校から引き継ぎ起きてその方もいるし、要は長年の付き合いになっている。

○森谷委員

この表は何の目的で作られているのか。

○学校教育課長

平成23年度にサポートセンターできたが、その利用状況を報告してもらいたいということで出している。

○森谷委員

別途報告するのが目的であって、この表の内容を生かすのは目的ではないのか。

○学校教育課長

委員指摘のとおりで、この状況を踏まえて今利用人数も減っているんで、所内で

本当は支援が必要な方がいるかと思う、その部分はサポートセンター内でしっかり協議していきたいと思っている。

○森谷委員

これまでもずっと継続して表をつくられてきて、問題点とか改善点とかずっとやっておられたと思うのだが、そちらの方の報告を聞きたい。

○足立委員長

何か今年度こうやった実績報告的なものはどこかに出たか。

事務報告とかにはそういった改善点であったり、こういうことをやったからという報告みたいなものが上がってくるのか。何か提示できる資料があれば後ほどでよいので提示していただきたい。

○学校教育課長

まず事務報告、決算に添付する書類である。これには改善点まではないと思うのでない。あと一点確認が必要だが、教育委員会が自己点検の報告書をまとめる。その中に該当があったか私は失念している。それがあれば教育委員会からの指摘もあるので、その部分は提供できるかと思っている。まずは確認させてほしい。

○森谷委員

全てにおいてそうなのだが、この資料の表を作るというのが終着駅になっちゃいけないと思う。全て表を作るのが手段でないといけない。それを全ての課の人も頭に置いておいてほしい。手段と目的が逆転していて表を作ったら終わったじゃない。そこから出発しなきゃいけないのだから。

○足立委員長

所管事務調査等で委員会側から提出を求められた場合もあるかと思うのだが。そうしたものがずっと継続されている資料提供も多分ありましたよね。執行部側の目的だけではなくて、議員側が求めた資料が定期的に出ているというところの資料もあるということを少し認識いただけたらありがたい。

○森谷委員

違う。

○足立委員長

だから、市は考えないから市側から資料提供をもらって私たちはそれを参考に委員会で議論したり一般質問に活用したりということの資料提供も含んでいるということを知りたい。

それでは次いく。

(9) 令和 8 年度 学校別児童生徒数一覧表の訂正について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○学校教育課長

5月の委員会に資料提供した令和8年度の5月1日の児童生徒数で訂正があり大変申

し訳なかった。訂正箇所について説明させてもらう。

小学校、長浜小学校の5年と6年、1名ずつ多かったということで、訂正後が通常学級である。5年生が40名、6年生が41名、長浜小学校が2名多かったということである。

裏面、中学校である。金城中学校の3年生、訂正後26名で1名多かったということになる。

小学校2名、中学校1名、合計3名多かったということで、今回訂正させていただく。これに伴って学級編制については影響がないことを申し添える。大変申し訳なかった。

○足立委員長

これはよろしいですね。

○森谷委員

その間違いは、どのようにして発見されたのか。

○学校教育課長

毎年5月1日を基準とした学校基本調査というものがある。全ての5月1日の基準で、いろいろな数字が動く大切な統計である。この調査の中で、学校から上がってくる数字とうちの学齢簿を突合する中で、数字が重複している部分があった。そこで発見したものである。

○森谷委員

そうではなくて、5月1日を基準にした調査の分なのですよ。その前の段階では、なぜ間違っていたのか。

○学校教育課長

5月1日の段階で速報として間違いがないということで、5月26日の委員会に出させていただいた。その5月1日を基準にした学校基本調査を行って、その結果と出した数字に齟齬があったということである。

○森谷委員

ということは、26日から4日間で生徒の異動があったということですね。転校だとか入学だとか。

○足立委員長

いや、単純に執行部側の数え間違いでしょう。どう数え間違えたのか、答えられるか。

○学校教育課長

詳細を申し上げますと、まず1人については外国籍の児童である。4月ぐらいから相談があり、5月中旬から日本語指導を踏まえて体験入学をしておった。正式には6月1日に入学許可を出している。この生徒を担当課の方で、すでに5月1日にいるということで、1人多くカウントした。

あと、長浜小学校の5年生と金城中学校の3年生だが、これについて同じ人物を二重カウントしていたということで、合計3名増という形になっていた。

○足立委員長

では、この質疑を終了する。

(10) その他

○足立委員長

配布物として、「浜田市人口状況（R8.2月末～R8.4月末現在）」があるので、確認をよろしくお願いします。

その他、執行部から何かあるか。

（ 「なし」という声あり ）

それでは、ここで執行部からの報告事項について、7月3日に開催される全員協議会で報告し説明していただくものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○地域福祉課長

それでは、報告事項のうち、全員協議会に提出し説明をさせていただきたい案件は、(2)「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」の制定について、この1件である。

○足立委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

（ 「異議なし」という声あり ）

それでは、この1件について、全員協議会で報告を受ける。

5 所管事務調査

(1) 日常生活自立支援事業について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○地域福祉課長

資料を参照されたい。

この事業は、認知症高齢者や障がいがある方が、地域で安心して生活を送ることができるよう、援助を行う事業である。実施主体は社会福祉法人島根県社会福祉協議会であり、県内各市町村の社会福祉協議会へ委託をしており、浜田市においては社会福祉法人浜田市社会福祉協議会が委託を受けて実施をしている。

1のサービス内容についてだが、基本サービスとして福祉サービス利用援助があり、福祉サービスの利用又は利用をやめるために必要な手続であったり、日常生活に必要な事務手続等を行っている。また、基本サービスに追加して受けることができるサービスとして、年金や福祉手当などの受け取りに必要な手続であったり生活費の定期的なお渡しをする日常的金銭管理サービスや、預金通帳や印鑑などの大切な書類等を預かり保管する書類等の預かりサービスがある。

続いて、2の実施状況の推移として、過去5年間分と令和8年5月末時点の状況을載せている。利用者については微増傾向となっており、基本サービスである福祉サービス利用援助を受けている方全員が、追加サービスの日常的金銭管理サービスと書類等の預かりサービスを受けている状況となっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

先ほどの表の右側に、成年後見制度への移行というのがあるが、これについて少し説明してもらえるか。

○地域福祉課長

こちらについては、福祉サービス利用援助を受けておられる方のうち、成年後見制度へ移行された方の人数ということで載せている。

○森谷委員

親族への成年後見人が実際はどのぐらいの割合で、親族と第三者という形で成年後見人がセットされているのか。

○地域福祉課長

申し訳ない、その辺りの状況は把握していない。

○足立委員長

私の方から所管事務調査の依頼をさせていただいたので、幾つか確認をさせていただく。

まず、浜田市の高齢者人口、65歳以上は1万9,000人から1万8,500人と大体横ばいで推移しているのだが、年齢構成的には年を重ねていくにもかかわらず、浜田市のこの人数が横ばいに非常に近い状態なのですよね。全国的に見ても利用者が年々どこの地域も増えているにもかかわらず、なぜ浜田市だけ横ばいなのか、その要因を少し分析されていれば教えてほしい。

○地域福祉課長

こちらについては、社会福祉協議会の方で事業をされているので要因の分析までは出していないのだが、実際のところは県内の状況を見ると減少傾向にあるということである。そういった中で要因分析まではしていない。

○足立委員長

少なくなっているというのは契約をしないから少なくなっているのもあって、実は他のところから声を聞いており、受け付けていただけない、キャンセル待ち、待機者がいる状況という声を聞いているのだが、その辺りは、執行部は聞いているか。

○地域福祉課長

現在待機者の状況だが、社会福祉協議会から聞いている状況は、17名待機者がいると伺っている。

○足立委員長

例えばケアマネージャーであれば持てる人数が決まっていると思うのだが、1担当者が持てる人数は法的に決まっているのか。

○地域福祉課長

法的に決まっているかというのは分からない部分だが、現在社会福祉協議会では2名の専門員、生活支援員については22名おられて、その方々が実際に事業をされていると伺っている。

○足立委員長

これ予算のときに資料提供いただいて把握したときには、県の委託事業なので収支においてはゼロだったと思う。ということは、利用者に応じて委託料は変わってくると思うのだが、受けたらいいだけの話ではないか。それをなぜ待つのかなというところが非常に疑問なのだが、それこそ高齢者の福祉サービスの低下につながっているのではないか。それはどう受け止めていらっしゃるか。

○地域福祉課長

待機者がいらっしゃるというところで手続に時間がかかったりなど、いろいろな要因があるかと思っている。そういった中で現状の数字になっていると思う。

○足立委員長

分かった。では次、成年後見制度の移行について、これ非常に人数が少ないのだが、一方で社会福祉協議会は市民後見人養成講座をやっていますよね。実際そこに市民の方に後見人として何人受けていらっしゃるのか、その辺の人数把握はどうなっているか。

○地域福祉課長

現在市民後見支援員ということで登録が40人おられるということである。それで実際に稼働されている方が8名と伺っている。

○足立委員長

8名ということは、この令和3年からの移行者のうちの何人かはいらっしゃるという認識でいいか。

○地域福祉課長

そのとおりである。

○足立委員長

続いて、サービスの契約は福祉サービス利用援助が基本契約ですよ。それプラス、日常的金銭管理と書類等の預かりとあるのだが、これ全部数字が一緒でしたよね。基本サービスの福祉サービスはお願いするけれども、金銭などはお願いされないような方もいらっしゃるのではないかと思うのだが、なぜこの数字が3つとも一緒になるのか疑問なので教えてほしい。

○地域福祉課長

社会福祉協議会の方に確認すると、福祉サービス利用援助というのが基本サービスということである。それに追加するサービスとして、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスがあるわけだが、その全員が追加サービスも受けておられるということで確認をしている。

○足立委員長

ということはこの福祉サービスは、例えば住民票の代理受領であったり代理手続きであったり、それから年金及び福祉手当等の受領に必要な手続等もされると思うのだが、これ、実際はされていませんよね。多くの方が要介護状態であればケアマネジャーがいらっしゃるってケアマネジャーがほとんどやっているのだが、そうすると

追加サービスで契約していても本来なら社会福祉協議会がしなければいけない話だと思うのだが、これ実際本当にされているか。

○地域福祉課長

この福祉サービス利用援助を受けておられる方、契約をされている方について追加で日常的金銭管理サービス等ということなのだが、実際には生活支援員の方がされていると認識している。

○足立委員長

やっていらっしやいけませんよ、という苦情が現場の方から上がってきているので、今日こうして所管事務調査に上げているのである。意味なく上げているわけではないので、きちんとその辺りの事実確認をしてほしい。社会福祉協議会については、この間の予算委員会のときにもきちんとされると執行部が言われたので伴走されるはずである。伴走されるにもかかわらず、「やっていると思う」とか「やっているはずだ」とかそういう答弁をされると、何を一緒に伴走されるのか分からなくなるので、これは意見として申し上げる。そういったところをきちんとやるから、1億2,300万円の補助金は執行保留を解除したはずなので、その辺の十分な認識をお願いしたい。

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 保育所（園）の公費負担について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○子ども・子育て支援課長

保育所等の運営に掛かる行政から支払われている運営費の推移ということで、公費負担の状況を資料にしている。昨年12月10日の文教厚生委員会においても、所管事務調査で同様の資料を提出している。

まず1番「年齢区分ごとの一人当たりの入所に係る平均経費（公費分）」について、各年度10月における年齢区分ごとの施設型給付費、委託費の総額をそれぞれの入所人数で除して算出した平均値を示している。上段は年齢別の月額を5年度分示している。下段は12か月掛けた年額を示している。昨年は円単位の表としていたが、今回は千円単位とした。

2番は、国、県、市の負担割合を示している。

3番「市全体の総事業費、財源内訳」である。私立保育所保育事業と私立幼稚園保育事業の事業費をそれぞれ年度ごとに記載し、下に内訳を入れている。令和8年度、私立保育所や認定こども園等に対する運営費の総額は約25億3,000万円。そのうち、市の歳出予算は6億8,000万円となっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

3番の上の方に私立と書いてあるのだが、浜田市の場合、私立保育園、私立幼稚園以外の保育園はあるのか。

○子ども・子育て支援課長

ここに入っているのは私立の保育所、幼稚園である。それ以外の幼稚園は浜田市立の公立幼稚園が1園あるが、ここには含まれていない。

○森谷委員

含まれていないのはどうしてか。

○子ども・子育て支援課長

ここに挙がっているのは、私立保育所と私立幼稚園、認定こども園を含む、そこに出している運営費ということで挙げているので、私立分だけとなっている。

○森谷委員

「私立」と「市立」だからややこしいのですよね。私立がここに載っていてほとんどが私立で、浜田市立は1個だけあるということですよ。その浜田市立に預けている親の負担とか、それに対して国や県からの補助というのはこれと同じようにあるのか。それとも全く違うシステムなのか。

○子ども・子育て支援課長

公立の幼稚園なので、この事業費は保育単価、公定価格というものがもとになって算出しているが、公立の幼稚園は全然別のものであるのでそういった事業費は入っていない。

○森谷委員

分かった。ここに単価とか合計とあるのだが、人数が分からないのだが、大体人数は何人ぐらい、1,000人とか2,000人とかそういう感じか。

○子ども・子育て支援課長

入所の人数ということでよろしいか。令和8年4月1日現在の入所の人数を申し上げます。0歳児は49名、1歳児が194名、2歳児が227名、3歳児が267名、4歳児が269名、5歳児が272名、合計1,278名が入所している。

○森谷委員

その年齢の子どもさんは全体で1,300人ぐらいなのか、1,500人ぐらいなのか。

○子ども・子育て支援課長

対象の子どもの0歳児から5歳児の合計は1,452名である。

○森谷委員

1,452名というのは人口という意味でいいですよ。それで保育園に通っている人がそのうちの1,200数十人いるということですよ。この差額が家でお母さんが育てているということだと思うのだが。

この中で、0歳児は保育園に対してもしかすると、国や県や市の補助総額で言うと毎月20万円ずつぐらい支払われるという感覚でいいのか。

○子ども・子育て支援課長

上の1番の表で言うと、0歳児は月単価24万1,000円、年額で288万7,000円が支払わ

れている。

○森谷委員

ということは、0歳児は特に高いのだが、平均すると1人当たり月10万円ちょっと支払われることになっていると思うのだが。保育園に預けられれば予算が自動的にセットされるわけだから、家庭で、母親やおばあちゃん、ベビーシッターが見ても、もし預けたとしたら予算化されているわけなので新たな予算が要るわけではないと思うけれども。保育園に預けたものだけでなく、家庭でやっても保育園みたいなものについても門戸を開け広げたらどうかということなのだが、そうすると予算的に問題がないのか、同額になるのか。更なる負担とか、少し予算が少なくなるということがあるのかないのかを質問する。

○子ども・子育て支援課長

先ほど言われたのは、保育所に通っていない子どもたちに例えば月10万円給付したらどうなるかということか。

○森谷委員

今の保育園に通っている人に国・県・市で月10万円払っているとする。それを家庭で育てたとしてお母さんたちに月10万円払うということは、今は法制化されてはいないが、保育園の方の予算は計算済みだから同じ金額、予算の範囲内ではないかと思っているのだが、正しいか。

○子ども・子育て支援課長

どこにも通っておられない未就園児についてはそういった予算はついていないので、もしそこに何か支払うとしたら上乗せで全てかかってくることになると思う。

○森谷委員

私の質問は、保育園に10人通っていたと。そのうちの1人を家で面倒を見るということは保育園は9人になる。十人のときには全員に10万円ずつ払っていたのだから100万円だと。家で家庭保育にする人にも払った場合に、保育園に90万円払って家庭に10万円払うのだから、今の法律では予算化はできていないのは分かるが、金額的には同じことになるかという質問である。

○健康福祉部長

純粹に金額という意味で言うと、予算計上していて未執行であればその分があるだろうというニュアンスで言われているのだろうと思う。ただ、これはあくまで保育という目的を持って出している予算なので、その目的に達せられる部分でなければ予算の執行という意味では合致はしないと思う。

○森谷委員

予算の執行という意味では合致しないというのが理解できなかったのもうちょっとやさしい言葉で言ってもらえるか。

○健康福祉部長

保育を運営するという意味で出している予算である。だから、それ以外の目的で執行するという予定のものではないので、それを活用するという意味のものではない

と理解する。

○森谷委員

私一言も活用するとか、今の制度の中で支払うなんて一言も言っていないのに、勝手に考えて違うように捉えないでもらえるか。もっと正確に答えてほしい。

○副市長

今部長が申したのは、保育というものは保育所で保育するという設計の中でこうして単価が決まっているので、家庭で預かれる方に対して今現行制度はないのだから、もしそこにお金を出すという話であれば、単純に10万円がスライドするのではなくて新しい制度を作るのであれば何に着目して公費にするのかということのを改めて設計する話になると思う。

○森谷委員

だからそんなこと言ってなくて単純に、家庭保育に10万円払ったら、今使っている予算の金額は同じじゃないかという質問である。

○健康福祉部長

単純に金額、予算の中で未執行分がこれだけあるかといえればそれはある。額としてあればある。

○足立委員長

お金の部分であれば、計算上は成り立つということですよ。ただ、そういう概念はないということがあると思う。執行部はそんなことを言われていると思うので、金額は森谷委員のお見込みのとおりである。

○森谷委員

私は15年以上前からずっとこのことを担当者に言い続けている。湯梨浜町まで調査に行って、湯梨浜町の制度で市の分だけは家庭保育に渡している。そういう制度があるのですよね、現実には。県と国がやってくれば、私が今言ったような計算にはなる。だから、制度の話ではないけれども、足し算引き算の話でイコールになるのではないかということである。それはイコールだということでは分かりましたよね。

それで次に行くのだが、浜田市の部分がありますよね、この4分の1という。浜田市の分については県・国を動かすよりも、浜田市の負担分が現実には少なくなるのは事実ですよ。家庭保育にした場合に、保育園に仮に10万円渡す必要がなくなりますよね。保育園に行っていたけれども家で面倒見られることになったよという場合には、保育園に10万円の補助が必要なくなりますよね。

○健康福祉部長

そのとおりである。

○森谷委員

今度は浜田市が、家庭保育の家に対してお金を流すことができると。浜田市だけはそれが実行できるわけですよ。例えばこれで言うと10万円だから2万5,000円とか3万円ぐらいの金額になると思う。それは制度上可能か。浜田市が決断するだけで。

○健康福祉部長

可能かどうかという部分は制度上何かしら設定すれば、それは不可能なものではないと思う。

○森谷委員

湯梨浜町も10年前からやっているわけだからもう可能なのですよね。国・県という問題でストップすることはないと。私が言いたいのは、保育園の子どもがいる家庭はお母さんがちゃんとした仕事に就きにくい。なぜかというとなんか熱を出す、保育園は感染症などで休みになってしまったりする。上の子が風邪をひいて治ったと思ったら下の子が風邪をひくということで、小さい子どもを持っているとどちらかが会社を休まざるを得ないという形になるわけですよね。そこまでいいか。

○足立委員長

これ以上は一般質問になるので、これから先は、執行部は考えていない。今現状そういうものは制定されていないということである。所管事務調査はあくまでも現状を調査して、それをどう生かすかは我々議員側にあるから、それを踏まえての質疑をお願いします。

○森谷委員

金額の確認ということでいいか。

○足立委員長

先ほどの金額は10万円という部分は執行部側もそうですと部長が答弁されているので。

○森谷委員

これに関連して、子どもの数が増える減るでいうと今子どもの数は減少している。だけど婚姻した家庭の子ども数というのは増加している傾向にあるのだが、浜田市では実態は全国平均と同じか。浜田市でも婚姻している家庭の子どもは過去から比べて増えているのか。

○足立委員長

森谷委員、今のは、所管事務調査で今回お願いをした金額の部分から外れているので、それは多分お答えできないと思う。これに関連した部分でお願いします。

○森谷委員

浜田市を良くするという目的で、少しでもくっついているなら、杓子定規にどうのこうの言わずに答えてもらいたい。私は関連していると思っているのだが。ということかというとなんか子どもを家庭で見ることになると、1人10万円、2人で20万円、3人だったら30万円もらえるわけですよね。そうすると、ハラハラしながら勤めなくても子どもが3人おれば十分な生活ができるということになって、子どもの数も増える。私は、人口減少は問題だと思わないのだが、あなた方が問題としている人口減少の歯止めにもなるのではないかということで、そういうための資料として私はこれを要求したわけである。分かっているか。

○足立委員長

では、最後に健康福祉部長の答弁で終わる。

○健康福祉部長

委員の意図は今説明いただき、資料を求められた趣旨というのは理解した。こういった形で保育園等に預けなくても家庭で保育をする方に応援すれば、それが今言われたような人口減少対策につながるのではないかという意見だというふうに受け止める。

○足立委員長

他に質疑はいいか。

それでは(2)は終了して、ここで暫時休憩する。再開を14時25分とする。

[14 時 17 分 休憩]

[14 時 25 分 再開]

(3) 婚姻件数、出生数、パスポート申請者数の推移について、

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○総合窓口課長

それでは婚姻件数、出生数、パスポート申請者数の推移をまとめてお答えする。

まず、依頼のあった婚姻件数と出生数の今後の推移については、確認したところ算出していないということなので了承願う。

1番の「婚姻届出数の推移」を参照されたい。令和3年度から令和7年度までに浜田市に届出のあった婚姻届書の過去5年間の件数を載せている。戸籍届書は住所地の抽出はシステム上できないため、地域別に載せていない。了承願う。

続きまして2「出生数の推移」についてである。令和3年度から令和7年度までの地域別の出生数を載せている。こちらは出生により浜田市に住民登録を行った数となっており、地域別の抽出が可能であるので過去5年間、地域別の出生数を計算している。

3-1「パスポートの申請者数の推移」である。パスポートについては、島根県パスポートセンターに確認したところ市町村単位の数しか把握できないとのことなので、合併時である平成16年及び17年は地域別の件数を掲載し、令和3年度から令和7年度については浜田市全体の件数を載せている。また、合併時は暦年の資料しかないということなので、平成16年及び17年は暦年での件数を掲載している。

3-2「パスポート交付件数の県内八市の状況」を載せている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

3-1パスポート申請者数の推移なのだが、平成16、17年は浜田だけで718とか739なのだが、合併した後は600とか500とかで減っているのだが、この統計は正しいのか。

○総合窓口課長

島根県パスポートセンターから情報提供していただいているので、この件数につ

いては正しいものと認識している。

○森谷委員

令和4年度は219で激減しているが、これはコロナの関係か。

○総合窓口課長

委員指摘のとおり、コロナの関係で令和3年度、令和4年度については件数が少なくなっている。

○森谷委員

大きな1番と大きな2番を両方見る。1番の婚姻届出件数は、令和3年から7年にかけて80%に減ってしまっている。出生数も同様に240人から164人、約70%に減っている。婚姻の減り具合よりも出生の減り具合が大きいのだが、これはどういうふうに読み取れるか。

○総合窓口課長

出生数と婚姻数の減少率の違いについてこちらでは関連づけて考えていないので、お答えできかねる。

○森谷委員

先ほど私は、全国的には結婚した人の家は子どもの数が増えていると言ったのだが、その逆ですよ。結婚しているのに生まれる子どもが減っているということだから。浜田市は全国の傾向と違うのかなと思ったから。こういう婚姻している人の出生数などは、どの課が所管されるのか。

○足立委員長

この資料をもとに総合振興計画を作成したり、重要な学校の建て替えの改修計画をするに当たって多分こういった資料をもとにされると思うので、今回総合窓口課としては資料提供、統計しかないという前提ですね。うちの委員会がこれを求めたが、まちづくりの観点のところで重要視される数字ではないかと推測する。

ほかに質疑はあるか。

○足立委員長

所管事務で資料要求したので、私から幾つか確認をさせてほしい。

まずパスポートなのだが、このパスポート件数は総合窓口課に聞くのは酷なのかもしれないが、市民生活部長がいいのかもしれないが、松江、出雲と比較すると人口が少ないことを勘案しても浜田のパスポート交付件数というのはすごく少ないと私は受け止めたのだが、これは所得とか生活環境も含めての数字がここに表れているのではないかと思うのだが、部長はどのように受け止めていらっしゃるか。

○市民生活部長

確かに松江、出雲と比べると少ないなという感じはするけれども、益田と比べると逆に多くなっているので、その辺少し地域性もあるのかなという感じもこの資料を見て受けた感じである。

○足立委員長

パスポートを取得するということは基本的に海外に行かれるということが前提だ

と思うので、そうなるとももちろん所得も必要ですし、これからの時代、子どもたちが外に出て世界に出て日本を見るとか世界でどのように活躍していくのかと考えてみたときに、やはり東部に比べると西部というのはそういった環境が少し東部にはなかなか追いつけていないなというふうに私は受け止めたのだが、副市長はこれを見て何か認識はあるか。

○副市長

ご承知のように所得格差は東部と西部と比べたら明らかに数字が出てきている。それが一つあると思う。あともう一つはやはり米子空港に国際便があるので、韓国に飛んでいけるということがあると思う。あと、出雲空港や石見空港から関空や成田に行くのも容易なので、アクセスの近さとか総合的な要因からおそらくこういう数字が出ているのではないかなと思う。これをどうしていくのかというのは、教育委員会の修学旅行などの機会を活用していくとか多分出てくるとは思うけれども、この数字を見ると非常に少し寂しい数字ではあるので、子どもたちがしっかり経験できるような、大人も海外に目を向けられるような環境は総合的に考えていかなければ、何かをやって急に伸びる話もないと思うので、今の地理的環境等も踏まえながら何ができるかということは考えていく数字かなと思った。いい勉強になった。

○足立委員長

もう一つお尋ねをしたいのだが、出生数を見ていただくと、浜田の地域は当然減ってはいるのだが、弥栄においてはもう3、0、2、1、2とか、三隅においても三隅地区は多分人口5,000人強だったような気がするのだが、金城に負けているという状況がある。多分こういった数字はこれから市長が作られている総合振興計画に極力反映をしていかないと、実態とそぐわないような総合振興計画ができて絵に描いた餅になるので、そうではなくてこういったものをきちんと落とし込みながら現実的な方針の作成にこういった数字を役立てていくのではないかなと思うのだが、その辺の認識を改めて伺いたい。

○副市長

総合振興計画のいろいろな指標を使って目標値も立てていくので今後いろいろな情報をお諮りしていくけれども、やはり人口と出生数というのは大きな軸になる。出生数についても人口についても、やはり対策とセットでやっていく話になるので、出生数を伸ばしていくために何か特別に、例えば1人産んでいただいたら1,000万円とかそういうようなことは現時点で実は考えていないのだけれども。やはり全国的な調査やアンケートを取ることもあるが、なぜ出生数が減っていくのかということで、経済的負担がどうしても今の若い人にとっては第一の理由なので、その経済的な不安をどう解消していくのかという次の手ですね、こういったところは浜田市独自の政策をしっかりと打ち立てていかないとおそらくこの出生数は上がってこないと思うので。今委員長が言われたように数字を根拠に置きながら、これをどこまで上げていくのかというのは当然目標値も考えていかないといけないし、それを具体化していくためには打ち手をどれだけ考えられるかだと思うので、維持、下降トレンドを緩やかにしていく

ための打ち手のところはまたしっかり提示させていただくので、そこで議論していただければと思う。

○森谷委員

パスポート交付について、こういった数がカウントされるか。例えば私が失効して交付を申請したというのがあるし、5年10年前に申請しているのだけどまた1というふうにカウントされるのか。それから、外国人がパスポート申請するときには全く関係ない問題になるのか。

○総合窓口課長

交付件数についてだが、新規に例えば令和7年度に申請を行ってパスポートを受け取ったのが交付の件数になるので、有効期限が1年未満だと更新できるのだからそのタイミングでの申請ですとか、期限がすでに切れて新しく新規の取得、もしくは現在パスポートを持っておられるけど婚姻などで氏名が変わって記載事項変更などのいろいろな理由で、パスポートを浜田市で受け取った件数ということになる。また外国人に関してはパスポートがないのでこちらには計上していない。

○森谷委員

ちょっと早くて分からなかったのだが、5年のパスポートが5年目に来て、もう1回申請しなきゃいけないのはカウントされるのか。

○総合窓口課長

5年経ってそのまま申請しない方もおられるのだが、5年経って新たにパスポートを申請して受け取りをする、それが交付件数1件になる。

○森谷委員

ということは、10年のパスポートを取ってもらおうと交付件数が減るという感じですね。

○総合窓口課長

そうですね、トータルといいますか、なってくるかと思う。

○森谷委員

なくして申請する場合も、期限が来て延長みたいな形で申請するのも交付件数としては同じカウントになるわけか。

○総合窓口課長

はい、そのとおりである。

○森谷委員

この松江の3,409というのは、5年のパスポートの人か10年のパスポートの人か割合は分かるのか。

○総合窓口課長

割合については把握できない。

○森谷委員

そこがポイントだと思う。浜田の人が仮に全部10年で、松江の人が仮に全部5年だった場合には、中身を見ないとこの数字だけで言うとあまり意味のない比較かなと思

った。

発言するなら、挙手して指名の後に発言してほしい。

○足立委員長

それではこの所管事務調査はこれで終了する。

(4) 所得等の推移について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

所得等の推移の資料について、概要を説明する。1ページ目には浜田市全体の種類別所得金額の推移、給与収入及び年金収入の推移、納税義務者数の推移を掲載している。2ページ目以降は、種類別所得金額の推移と給与収入及び年金収入の推移について地域別に分けたものを掲載している。全体としては、納税義務者数は減少しているが、1人当たりの総所得金額等は増加傾向となっている。なお、給与と年金についてはこの期間に控除額の改正がある。また年金については65歳を境に控除額が異なる。支給開始年齢引き上げの影響もあり、収入と所得の推移が単純な比例関係にないことを補足する。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

私がよく、人口減少問題ではない議論で、GDPは増えている、人口は減っている、所得は増えていると言っているけれども、これそのとおりの結果だと思うのだが、人口が減っていて所得が増えているというのは何か理由があると思うのだが、理由はどのように推測されるか。

○税務課長

1つは課税される所得が増えているという言い方もできるかと思う。それから実は国民負担率も増えている。平成18年度と比較すると令和8年度は8.4ポイント増えている。それから国民負担率には間接税は含まれないと認識しているのだが、これに消費税の増税を含むと、実質的に皆が自由に使える所得というのは増えているのだろうかというところは疑問が残るところではある。

○森谷委員

国民負担率というのは表のどこを見たら書いてあるのか。

○税務課長

表にはないのだが財務省が公表している数値になり、公表数値としては増えており、なおかつそこには間接税は含まれていないので数値以上の負担があるのではないかと。この期間の中でも令和元年に消費税率10%になっているので、この数値に表れない負担というものもあるのではないかと考えている。

○森谷委員

ということは、所得が増えているように見えるけれども、実際に使える可処分所得はそうではないかもしれないということでしょうか。

○税務課長

そのような認識ではないかというふうに考えている。明言はできないのだが。それともう一つ、人口と納税義務者数の比較をしており、人口のうちの納税義務者数の割合というのが平成18年度は46.6%なのだが、令和8年度は53.86%ということで7.26ポイント増えている。要するに課税対象となる方が増えているということなので、そういう意味でも負担が減っているとはいわずらいのではないかと考えている。

○森谷委員

形式的に所得が増えているということだけ能说えるということですね。

○税務課長

そのように承知をしている。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

先ほどのやり取りに少し近い部分もあるのだが、私からいくつか教えてほしい。令和8年度の本市の給与収入、表から見ると1人当たり337万8,000円となっているけれども、実は令和6年度の国税庁の調査によると全国平均の平均給与は478万円なのですよ。過疎地域ということをし差し引いたとしても今の浜田の現状の給与収入は全国的に見ても非常に低い状況にあると思うのだが、その辺り税担当としてはどのように受け止めているのか少し聞かせてほしい。

○税務課長

言われるとおり、やはり全国的に見ると所得は低いであろうと考えている。これについては、税務課としては政策的なことをする部署ではないのだが、市として所得が全国的に見ても上がるように何か施策を打つべきではないかと考えている。

○足立委員長

先ほど副市長も申されたように東部とも比較したときに、多分私が以前調べると年間で30万ぐらい東部と西部で民間の平均給与の差があったのですよね。それを考えると10年で300万になるから非常に大きな差になってくるのではないかなと思うのだが、そうした中でこれだけ給与収入が低いということは、今後これから先人口減少と、先ほど税務課長が申された税金を納める人たちのことを考えると、これから先の税収は将来的に非常に危機感を持つ必要があるのではないかとこの指標を見たときに受け止めたのだが、その辺の認識を少し聞かせてほしい。

○税務課長

私が答えるべきかちょっと分かりかねるけれども、このままの状態で行くと確かに危機的な状況になると思う。2050年には1人が1人、肩車式で高齢者を支えるという社会になると言われているのだが、人口減少が是か非かという議論の中で、問題ないのではないかという意見も私も耳にすることがあって。そういう方が言うことの一つに、誰かが誰かを支えなければならないのだけれども果たしてそれは人間である必要

があるのだろうかというようなことを言う方がいる。AIであつたりとか、あるいはこれまでもいろんな工夫をして人類はそれなりに豊かになっていると思うので、単純に減っていくというわけではないのだが、やはり今時点で打たなければならない手は打つというのは大事なかなと思っている。

○足立委員長

あともう一つですね、ちょっと認識は多分同じだろうと思うのだが、先ほど税務課長が申されたように間接的な部分も含めて非常に1人当たりの税負担、社保も含めて50%に近いというふうに言われている。昔の江戸時代で言うと五公五民ですね、そういうふうな状態に非常に近い状態になっているのだが。この表を平成18年度から見たときに、市全体の所得総額は19年間ほぼ横ばいに近いですよ。となるとこの間に物価上昇もしているし、今金利のある時代になってきたときに、実際、本当はマイナスだろうということが普通に受け止められるような気がするのだが、その辺の税務課長の認識を教えていただきたいと思う。

○税務課長

足立委員の言うとおりにかなと思うのだが。収入だけではなくて収入では測れない部分で豊かになるということも大事かと思うので、様々な方向性で市の職員の一員として今後のことを考えていきたいと思っている。

○足立委員長

最後にもう一つだけ、不動産所得のところがこれだけ4億2,000万円減というふうになっていて非常に気になっていて、浜田には県立大学があつて学生もいらっしゃる中でこれが大きく下がっている要因をどのように分析されているのか教えていただきたいと思う。

○税務課長

これも推測にすぎないのだが、やはり所得そのものを持っている方が非常に減っているところがあり、不動産に携わる方自体が減っている。ただ1人当たり所得としては平成18年度と令和8年度を比較すると減ってはいないということで、割といろいろな知識のある方に集約されて利益の出る方は出ているということなのではないかと思っているところである。

○足立委員長

他にないので、これ(4)は終了する。

(5) 新築住宅（持家、借家）建築件数の推移について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○資産税課長

新築住宅、持家、借家の建築件数の推移について説明する。資料は上から令和7年、一番下が平成17年、こちらが家屋の建築年ごとに分けた表としている。各年の内訳、持家、借家別、さらに木造、非木造別に数値を作成している。各年の表の下の緑色の

部分が各年の全ての合計数というふうに理解いただきたい。表の一番右、平成17年度と比較した件数を載せている。平成17年と比べて何件増えたか減ったか、結論で言うと全て減っているのだが、これだけ減っていますよという数字を出している。最後に借家だが、資産税課の方で新築された住宅がはっきりと借家であるという把握をしていないので、こちらの件数についてはあくまで資産税課が把握している借家の件数であるということで補足の説明をさせていただく。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

令和3年、令和4年というのはコロナ禍の最中ではなかったかと思うのだが、そのあたりの新築住宅が100や120前後で、コロナ禍が終わってから80や79と減っているのだが、これをどう読むか。

○資産税課長

平成17年と比較して令和3年と4年だが、特に内訳の浜田のところだけを見ると実は令和3年は1件が少ないだけ、逆に令和4年は平成17年と比べると8件多いという結論になっている。これを見る限り、コロナ禍における住宅新築の着手に建築主が精神的な部分でストップがかかったかといえそうではなかったのかなと思われる。それと、徐々に金利が上がっていくような予測の側面であったのであれば早めに住宅ローンを組もうかなと思われた方も中にはおられたのかなと推測するが、その時点の金利がいくらあったかという情報が今私の頭に入っているわけではない。

○森谷委員

金利については1%を切るかどうか最近までずっと続いていて。だから金利の比較ではないと思うのだが、私が不思議に思ったのは、コロナのときに建築が減っているのならコロナのせいかなと思うのだが、コロナのときに逆に増えているじゃないか。だからどうしてなのだろうなと思ったということなのである。正解は分からないにしてもどのような推測をされるか教えていただければと思う。

○資産税課長

満足される答えを今持っていないけれども、物価については確実に平成17年よりも令和3年の時点で上がっておったとは思っている。新築の住宅だから基本的には若い方が家を建てられると思う。令和3年の時点で果たして住宅団地が新たにできたかと言ったら、小さな宅地造成というのは確かにあった。市内の色々なところで、新しく土地が造成されたときは比較的住宅が建つというイメージは持っている。そういった部分で、古い家屋がまとまって解体されて一定の広さを持った宅地が分譲団地として造成されて分譲されるというところに、若い方々も含めて家を建てたいというときに着手されるのかなと思っている。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

私がお願いした資料だが、幾つか教えてほしい。先ほど平成17年合併当時と比べ

て現在令和8年においては相当減っているような状況ではあるが、昔に比べると1戸当たりの延床面積も当然ながら今落ちているのではないかと思うのだが、現場を見られていると思うのでその辺の意見を少し伺わせてほしい。

○資産税課長

手元の資料で平成17年と令和8年の新築戸建住宅だが、新築の戸建住宅の1棟当たりの平均床面積という数字を今日持ってきている。それを紹介すると平成17年築の戸建住宅1棟当たりの床面積は138平方メートル、坪で言うと40坪ちょっと。これが昨年令和8年築の戸建住宅の平均は111平方メートル、坪で言うと30坪から35坪の間ぐらいという状況になっている。委員の言われるとおり、昔に比べると新築住宅のサイズ、床面積については縮小傾向にあるということが言えると思う。

○足立委員長

これから先住宅が小さくなっていくと固定資産税にも当然影響が出てくる上に、人口減少が進む中でこれからの固定資産税の収入については、担当課でも見通しはある程度持っておかないと、これだけ新築件数が減ってくると新築の軽減措置がなくなった後の収入という部分は変わってくるのではないかと思うのだが、その辺はどのように推測をされているか。

○資産税課長

令和8年から過去5年分と平成17年のときの固定資産税の調定額の中の家屋の金額を手元に資料があると思うので、そこから読み解くと、今年度、令和8年度について家屋の固定資産税は59億のうちの16億円弱を占めている。以前の委員会で私も申し述べた記憶があるが、実はここ10年ぐらい家屋の税額というのはほとんど変わっていない。15億から16億ぐらい。それで今平成17年の数字をこの度の調査に合わせて確認したら、17年度、これが合併した年なので旧浜田市と旧那賀郡全てを足した金額でいうと家屋が18億だった。20年前と比べると家屋に係る固定資産税については2億程度の減収ということになっている。一方で土地については合併時11億だったものが今8億である。3億円の減ということで、土地と家屋を比較するべきか分からないが、家屋については減少しているが、比較的今までについては新築の住宅が毎年100件前後であったので、なかなか減らずにキープをしているような状態ということがいえると思う。今後の見込みについては、予測はしづらいところだが、合併時と比べて今40%ぐらい減った。昨年で言ったら79件の新築だったが、これと同数が毎年建つのであればこの家屋の16億前後の税額というのはキープできるのではないかなというふうには思っている。逆に、この住宅市場が縮小して家を建てる人が少なくなればこれはどんどん減っていくというふうな懸念をしておるところである。

○足立委員長

先ほど資産税課長も言われていたが、この地域の所得を考えると、なかなか新築住宅を金利3%、4%の中で建てられるという方の決意は多くはないのではないかと推測をする。それからこれから先のこの町の縮小も考えたときに、本当にこの町で家を建てる方がいいのかどうなのかという判断をされる方が増えてくるのは困るので、

しっかりとしたまちづくりをお願いしたいと思うのだが、これとは別にこれを見るとやはり木造が大半なのですよね。例えばRCであったり、鉄骨辺りになると、結局建物で償却が残ったとしても20%は残るはずなのだが、木造だと償却も早い上に金額としても大した金額ではないような気がするのだが、そうしたことを考えてもこれから先の税額というのはなかなか新築が建たないと税は増えていかない、維持することすら困難なのだなということが提出いただいた資料で把握できたので、感謝する。

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

それではこの質疑を終了する。

(6) 各給食センター及び各校で学校給食に常用している塩について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○教育総務課長

浜田、金城、旭の給食センターで常用しているのは食塩である。食塩は原材料として日本の海水を100%使用している。製造方法、一番右にあるイオン膜だが、こちらは海水に電気を流し塩の成分だけを膜に通して集め、濃い塩水を作り、その際併せて不純物を除去する方法である。立釜とあるのが、密閉された大きな釜の中で強い圧力をかけ一気にその濃い塩水を煮詰めて塩の結晶を発生させる。最後の乾燥で、結晶化した塩の水分を飛ばし仕上げるというものである。

次に、弥栄と三隅の2センターと3校で使用しているのが伯方の塩である。こちらはメキシコまたはオーストラリアから輸入した塩田で作られた天日塩、こちらを日本の海水で溶かし作られたものである。製造方法だが、まず溶解とあるが、こちらは輸入した天日塩を日本の海水で一度溶かして濃い塩水を作り、その際に不純物を取り除く。次に立釜だが、先ほどの食塩も立釜だったがこちらは少し時間をかけて攪拌しながら煮詰めて結晶化をさせるものである。

一番下に、参考までに精製塩について掲載している。これは前回、陳情審査の際に給食で使用している食塩と精製塩は同じものではないかという質問を何度かいただいたので、そちらの違いを説明させていただくために掲載をしている。精製塩は、原材料としてはメキシコの天日塩、こちらを真水で溶かしてサラサラとした食感にするために、その後水酸化ナトリウムと炭酸ナトリウムを混ぜて完全にミネラル部分を除去した後に、炭酸マグネシウムを加えたというもので、食塩とは原材料も工程も異なるものとなっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

メキシコの天日塩はなぜ水または海水で溶かさないといけないのか。もう1回塩にするのにもったいない気がするのだが、汚いのか。

○教育総務課長

伯方の塩の方でよろしいか。塊の状態であるので、それをガリガリ削って使うのではなくて1回溶かしてもう一度不純物を取り除くのだが、そこで伯方の塩は海水を使って、精製塩は真水を使っているというところである。

○森谷委員

なぜ精製塩は真水で伯方の塩は海水なのか。

○教育総務課長

実はその真水と海水の違いで、伯方の塩には若干ミネラルが残っていて精製塩には全くミネラルがないというところなのだが。伯方の塩は少しミネラルが残っているのはこの日本の海水に含まれている7%分、こちらのミネラルが残っているので伯方の塩は少しミネラルがあって、精製塩は真水なので、あと薬品を入れるので完全にミネラルを飛ばすというところで違いが出ているようである。

○森谷委員

浜田市瀬戸ケ島でも塩が作られているらしいのだが、それは候補に乗らないのか。

○教育総務課長

浜田で作られている塩も、今回出させていただいたのは常に使っているものなのだが、浜田のものも子どもたちに浜田でこういう塩を作っているのだよというのを知ってもらうために、浜田の日のあじのふり塩や、あと浜田のカレーのときの味付けには浜田の塩を使っている。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

それではこの質疑を終了する。

(7) サン・ビレッジ浜田アイススケート場について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

サン・ビレッジ浜田アイススケート場について3点説明をさせていただく。

まず1点目である。(1)スポーツ審議会及び教育委員会においてサン・ビレッジ浜田アイススケート場に関することについて議論した内容である。

まず、表のNo. 1である。平成28年3月14日に教育委員会定例会において、合併後10年経ち同様の施設があるということで、今後のスポーツ施設のあり方について浜田市スポーツ推進審議会へ諮問することについて承認をいただいたところである。

それに基づき、No. 2だが、平成28年3月23日にスポーツ推進審議会に対してスポーツ施設の適正な配置及び整備について諮問をしたところである。No. 2から6のところ、計5回スポーツ審議会では諮問内容について検討いただいたところである。

No. 7、平成29年5月24日にスポーツ推進審議会から教育委員会に対して、特にアイ

スケート場だが、他の施設への用途変更を検討することが望ましいというふうに答申をいただいているところである。

その後、No. 8である。平成31年2月27日に教育委員会臨時会において、答申の内容を反映した浜田市スポーツ施設再配置・整備計画（案）を途中経過ではあるが報告をしたところである。

同じ内容についてNo. 9であるが、スポーツ審議会にも答申内容を反映した途中経過を報告しているところである。

No. 10である。令和元年10月24日に浜田市スポーツ施設再配置・整備計画（案）ができ上がったので教育委員会の臨時会に案を提示し、同日No. 11であるがスポーツ審議会にも同様の内容を報告しているところである。

No. 12である。教育委員会、スポーツ審議会とは少し関係がないということではないが、このスポーツ施設の再配置・整備計画（案）のパブリックコメントを募集し、意見を踏まえて括弧書きだが「指定管理者、利用団体等の組織が、利用者増加に向けた取組を行い、令和2年度及び令和3年度の2か年の利用実績において、増加が見込まれた場合は、見直しの検討を行う」というようなパブリックコメントの意見を踏まえて整備計画案に追加したものである。

その後、No. 13である。令和2年2月21日に教育委員会定例会に先ほどのパブリックコメントを反映した整備計画策定について審議を行っている。

その後、No. 14であるがスポーツ審議会に対しても先ほどの内容と同じものを文書にてお送りしている。これはコロナ禍であるために文書送付となっている。

No. 15、令和3年1月28日に教育委員会臨時会において、こちら少しNo. 17の方に飛ぶが、No. 17に書いてあるように新型コロナウイルス感染症の影響から、検証期間を令和3年度及び令和4年度の2か年とするところをNo. 15の教育委員会臨時会とNo. 16のスポーツ審議会の方に同内容を諮っているところである。

No. 18である。令和5年3月7日にスポーツ推進審議会において、もともと先ほど申し上げたように令和3年度及び令和4年度の2か年というところであったが、まだまだ令和5年においても新型コロナウイルス感染症の影響があるということで、令和5年度において判断材料を整えて方針を決定するということに決めたところである。

その後No. 19であるが、令和5年7月にアイススケート場の製氷機の故障により令和5年シーズンの休止を決定したところである。

No. 20である。アイススケート場のあり方について第三者機関に検討していただくということで、活用のあり方に関する調査検討業務を実施したところである。期間については表にあるとおり令和5年7月末から令和5年11月末となっている。その報告書の考察まとめというところで括弧書きしているが、アイススケート場については屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい、ただし屋内人工芝施設と体育館施設の評価はほぼ同評価であるというふうな考察をいただいているところである。

No. 21であるが、令和5年12月22日、教育委員会協議会において先ほど説明した報告書の方針案を諮り、方針案に基づき事業を進めることを同意いただいたところであ

る。

No. 22である。先ほど教育委員会協議会で諮った内容についてスポーツ推進審議会と同じ内容を説明している。

その後、議会の常任委員会、全員協議会等で説明をさせていただき、No. 23にあるとおり令和6年7月8日に市の方針決定をしたものである。

No. 24であるが、市の方針決定について令和6年7月24日に教育委員会定例会において報告をさせていただいた。

最後にNo. 25になるが、令和7年11月18日に教育委員会臨時会を開催し、先ほどNo. 21で出てきた教育委員会協議会の同意事項を再度確認したものである。1番の内容については以上である。

2点目である。(2)の「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務」報告書の検査についてである。

まず①である。契約期間は令和5年7月31日から令和5年11月30日となっている。

②である。委託業務完了報告書を委託業務完了後10日以内に提出するという契約内容となっている。

では具体的にどのように検査をしたかというところである。まずNo. 1である。令和5年12月6日に、受託者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社から調査報告書データの提出があった。そのデータについて誤字脱字等について確認し、修正を依頼している。

続きましてNo. 2である。12月8日に修正後の内容について検査を浜田市において実施し、市から了承の旨を相手方である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に連絡をしているところである。

最後No. 3、その後、令和5年12月15日に成果品として紙媒体・CD-Rが納品され、このものは12月8日に検査したデータと同様のものであるということを確認しているところである。

では続きまして3点目である。(3)サン・ビレッジ浜田アイススケート場における用途変更後の利用者数の推計についての資料である。

まず表の見方だが、左側、利用区分としてフロアを全面的に利用する場合と、半面だけ利用する場合というふうに分けをしている。それぞれ利用について一般の方、中学生以下というところで区分しており、ハイフンになっているのは特に一般とか中学生以下という区分は設けてないものである。

続きまして用途だが、大会であったりサークルやクラブ活動、学校利用、スポーツ以外のイベントなど用途を記載している。

続きまして回数のところだが、これは年間の回数ということでそれぞれ50回、150回というような回数を記載している。

その横についてはそれぞれの回数ごとに利用者数何名いるかということで、一番上の表でいうと各回100人が利用するという推計である。

まず一番上を見ていただくと、全面利用の一般で大会に使う場合は年間で50回、

毎回100人というところで、50回かけ利用者数100人の右側の利用者数の合計として5,000人というふうにはじいている。右の欄の利用者数を足していくと一番下の合計の3万6,600人というのが利用者数の推計という数字である。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

一番最後の(3)のことなのだが、上から一般の用途が大会と書いてある。それから中学生以下も大会と書いてある。この大会50回というのは、すでに大会というのはほかの施設を利用してやられていると思うのだが、新たにこの大会が50回という意味でいいのか。

○スポーツ振興課長

今委員指摘のとおり様々な会場で大会を実施しているが、新たにアイススケート場のところを屋内運動場にすると想定した場合には、横に人工芝のサッカーグラウンドがあるので親和性という意味でサッカー大会、または練習試合といった意味の区分が行われるというふうに考えている。

○森谷委員

私が言いたいのは、例えばふれあいジム・かなぎや県立体育館などある。そこからの人が流れてくるというのか、それとも新しくこの需要が発生するというのか、そういう意味合いで聞いている。市の調査では他のところはほぼ100%だから満杯状態だと。だから用途変更してこういうものをつくれば今受け入れられてないものを受け入れることができるからこれが必要なのだというふうに聞いているので、ほぼ100%で満タンということは、ここは新しいというふうに考えざるを得ないのだが、確認の意味でお聞きする。

○スポーツ振興課長

委員が言われたとおり新たな需要というところで純新規というところではあるが、先ほど言っていたように利用率100%というところで同じ日に開催したかったというものもあろうかと思うので、そういったものがサン・ビレッジ浜田アイススケート場を用途変更した際には増えるというふうに考えている。

○森谷委員

よく分からなかったが、新たというふうに言われたのか。

○足立委員長

新たと言われた。

○森谷委員

一般の大会で50回が新たに大会、中学生以下で新たに50回の大会ということは、新たに100回ということは、大会は仮に土日にあるとすると毎週土日に新しい大会が行われるというふうに考えてしまうのだが、そう考えるとこれって非現実的ではないかと思ってしまうのだが、考え間違いしているところがあれば訂正してほしい。

○スポーツ振興課長

事業者に委託し様々なヒアリングも行い出された答えであるので、特に誤りがあるというふうな認識はない。

○森谷委員

そうでなくて、大会が新たに100回作られるという意味ですね。先ほどの話の流れで言うと、すでに大会はあるのに土日を全部使ったような新しい大会を事業者が考えてくれたと言っても、私が担当者だったら、あり得ないこと作るなど言うのだけでも、どのように理解されたのか教えてもらえるか。

○スポーツ振興課長

少し繰り返しになるかもしれないが、この大会といったところの内訳だが、いわゆるサッカー大会、またこれは公式な大会ではないが練習試合も想定して大会という表現になっているので、事業者が各団体にヒアリングした結果であるのでこの数値について特に疑義は持っていないところである。

○森谷委員

事業者が各団体にヒアリングと言われたが、どのような団体で何団体ぐらいのヒアリングなのか。私は初耳なのだが。

○スポーツ振興課長

ヒアリングの内容だが、いわゆる民間事業者、施設を管理している事業者もあるし、スポーツの利用団体、また最終的には市内の類似施設の稼働日数や利用者数を参考にして決定したものである。

○森谷委員

ここで一番多いのが8,000人というのがある。それは1回につき40人、それで200回あると。これはどういうふうに解釈すればいいのか。200回というのは、土日祝日を除くとほぼ毎日みたいな感じなのだが。

○スポーツ振興課長

200回の回数についてである。やはり土日の利用を多く想定しているが、その間午前中であったり午後であったり、またクラブチームであれば平日の夜間ということの利用を想定しており、年間200回、各40人の8,000人というふうに試算をされているところである。

○森谷委員

中学生以下の部活動50回、学校利用100回と書いてあるけれども、部活ということは授業が終わってからここまで車で来るとのことなのか。学校利用というのは、体育の時間にこの近くに中学校1校しかないのだが、車でここに来て1時間の時間内にやってまた戻るというそういうことを考えているのか。

○スポーツ振興課長

部活動については当然平日もあるが、やはり土日に各学校によって練習試合をするといったような会場になるということで50回というふうに計上している。中学生以下の学校利用については保育園や幼稚園というところを主に見込んでいるが、小学校とか中学校さまざま合同で何かするというようなことがあればこういった会場も使

えるのではないかと試算されている。

○足立委員長

所管事務調査の皆の合意形成から依頼しているので、細かい数字ではなくて、全体的な流れを含めた質疑をお願いしたいのだが。

○森谷委員

契約で現実性のあるものと要請した上での数値なので、現実性があるのかと思い質問した。(1)真ん中は会議の名前になるのか。教育委員会も何十人もいる職員でなくて、4、5人の教育委員会という意味でよいか。教育委員会とスポーツ審議会の関係ですが、教育委員会がスポーツ審議会に諮問して、そして回答があって参考にすると考えているがその考えでよいか。

○スポーツ振興課長

おっしゃるとおりである。

○森谷委員

原則はそうだと思う。15番目例えば、令和3年1月28日をみると教育委員会臨時会で1年遅らせるとスポーツ審議会に文書を送付している。教育委員会が先に決定し審議会に通知したように読めるが、間違いか。

○スポーツ振興課長

おっしゃる通りの時系列である。

○森谷委員

先ほどの原則と違うような気がするが。

○スポーツ振興課長

おっしゃるとおりの前後関係があるが、先に臨時会をし、コロナ禍であって文書送付が後になった。

○森谷委員

ということは、スポーツ審議会で議論して決めたのか、教育委員会だけで決めたということか。

○スポーツ振興課長

時系列にあるとおり、教育委員会臨時会で見直しについて決定し、スポーツ審議会にお知らせしたという時系列になる。

○森谷委員

ということは、スポーツ審議会に諮問しないで、とりあえず教育委員会で決めたということになると思うが。21番、令和5年12月22日は、方針案に基づいて事業を進めることを同意とあるが、1月24日、スポーツ審議会に報告及び方針案の説明となっている。教育委員会が先に了承し、その後スポーツ審議会に説明した順番になっているが、どう考えればよいか。

○スポーツ振興課長

時系列のとおりである。

○森谷委員

21番に「事業を進めることを同意」とあるが、それまでは決定したというふうに書いてあったと思うが、どのような理由で言い方を変えたのか。

○スポーツ振興課長

前回と同じ内容である。言葉の表現に差異があると思うが、同意・確認をしていた認識である。

○森谷委員

21番は協議会になっている。協議会は教育委員会のルールで定められた委員会ではない。教育委員会では、会議と臨時会議しか認められていない。会議、臨時会議で決めないで協議会で決める手続きをとられたか。

○スポーツ振興課長

議員のおっしゃるとおり、浜田市教育委員会会議規則においては定例会、臨時会の二つになっている。なぜ協議会ということについては、未だ方針決定されていないものにおいては、協議会にて審議するというルールが過去にあり、運用の在り方について疑義があったので、現在は定例会と臨時会となっているが、その当時は協議会で行ったものである。

○森谷委員

ルールには決定機関としてない協議会の決定は有効なのか。

○スポーツ振興課長

会議規則にないが、協議会で審議したメンバーは、教育委員と同一のメンバーであり、名称の如何は問わず無効ではないと思う。

○森谷委員

無効ではないのだったら、令和7年11月18日に臨時会議で同様の内容を採決しているが、無効でないのに再度採決しているのはダブって採決しているのか。

○スポーツ振興課長

先ほど申し上げたとおり、無効でないと考えているが、会議規則にない協議会でするので、意思確認の透明性を図るために改めて臨時会において再確認したものである。

○森谷委員

22番に報告書及び方針の説明とある。会議録をみると委員の反対がある。反対の理由は、アンケートをした際に、多くの子どもたちは残してほしいと言ったとあったが、反対の教育委員の意見は、どのように採用されたか。

○スポーツ振興課長

会の内容だが、手元に資料がないが、約56%の中高生が存続してほしい、施設の希少性があるという意見があったと記憶している。それについて、残してほしいといった56%の中高生のうちこれまで利用したことがある1回が大多数であった、リピーターが少ないということを事務局から説明し、審議会において了承していただいたものと認識している。

○足立委員長

森谷委員、1行1行最後までやるのか。総合的、総意的な部分でやらないと所管事

務調査の皆さんの合意形成とは外れていっているのです。そこは総合的な部分で質疑をお願いしたい。

○森谷委員

全体的な流れでやっている、もうしばらく聞いてみてほしい。

私の記憶では請願とか陳情とかサン・ビレッジに関することはたくさん出てきていると思うのだが、そのことについて教育委員会が開かれていないみたいだが、そのことについての教育委員会の開催はなかったのか。

○スポーツ振興課長

少し会議録の方さかのぼって確認したところだが、そういった請願について直接教育委員会の方で報告したというのは私の記憶の中ではないものと認識している。

○森谷委員

請願で採択されたものについて、教育委員会の所管であるものが教育委員会で議論されない、資料提供もされないということが行われていたということでもいいのか。

○スポーツ振興課長

本来私が答えるところだが、少し教育委員会の中身に入ってまいったので担当課長の教育総務課長に代わらせていただければと思う。よろしいか。

○教育総務課長

これまでの教育委員会の定例会及び臨時会では、議会における請願について教育委員会分を個別に案内ということはしていなかったもので、昨年度末辺りから改めまして教育委員会の臨時会及び定例会で、議会後のもので教育委員会に関わるものは説明をさせていただいているところである。

○森谷委員

感謝する。あと検査についてなのだが、(2)の中で検査をしたデータと同様のものがあるのだが、浜田市は検査についてどのようにされたと書いてあるのだが、どのような流れで検査になるのか。

○スポーツ振興課長

検査の内容である。このたびの(2)でお示ししているあり方検討調査業務の報告書においては、部長、課長、係長、担当で三菱UFJから提出があったデータをもとに報告書の中身を確認して検査をしている。

○森谷委員

12月8日に検査したデータと12月15日に納品されたデータは違う。成果品が納品されたときに、浜田市の規定では検査する人を指名して検査することなのだが、ここで検査の指名ということが抜けていることになるのだが、それは抜けているということでもいいのか。

○足立委員長

検査員の指名、スポーツ振興課長、そういったことをこの中から読み取れないのだが、その辺りは把握されているか。

○スポーツ振興課長

委員が言われたのは浜田市の財務規則上において、検査を行う際は市長または会計管理者が指定するという条文があったと思っている。しかしながらこの度の報告書については検査員の指定は特に行っていないが、浜田市の会計上、契約上の運用で検査員は課長が務めるという運用があるので、課長が検査を行ったというふうに解釈している。

○森谷委員

それは嘘である。私開示請求したら、検査の報告はなかった。

○足立委員長

嘘かどうかそういうことはやめよう。今そういう答弁をいただいているのでそれに基づいて質疑をお願いします。

○森谷委員

次行くけれども、これが最後だがこの意思決定が有効かどうかということで、協議会の意思決定が有効だとは私は言い切れないと思ひまして。令和5年12月の協議会で決まりまして、それで1年後の令和7年の3月に予算が成立した。シミュレーションする予算ということで決めたのだが、令和6年の4月の庁議で岡田教育長が発表し、6月中に決着するということで7月に久保田市長が決まったということで発表した。そして翌3月に予算化したけれども、ここの市長は決める権限がないし、まだ教育委員会での採決はとられてないので、これは決定されていないものが勝手に予算化されたというふうに読めるのだが、こういうことで大丈夫なのか。よくあるパターンなのか。

○スポーツ振興課長

No. 21だが、令和5年12月22日の教育委員会協議会での決定事項の有効性について、担当課としては無効とは思っていないのでその前提で答えると、有効であると。教育委員会でスポーツに関することは教育委員会の職務権限なので、教育委員会でスポーツ施設のあり方について決定したと考えている。

また、No. 23にあるように、令和6年7月8日に市の方針決定ということで市長決裁を受けている。このことについては、スポーツ施設のあり方について教育委員会において決定し、その後教育施設をどのようにしていくかというところは当然予算が伴うので予算の編成権と執行権がある。市長の決裁を得れば、教育委員会の今後業務を遂行していく上での担保も必要ということで、市長決裁において方針を決定したところである。

○足立委員長

他によろしいね。それではこれで質疑は終了する。

6 その他

○足立委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では、執行部はここで退席されて構わない。

(執行部退席)

ここで暫時休憩をする。

[15 時 43 分 休憩]

[15 時 50 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

議案の採決に入るが、採決を行う前に自由討議を行うか。

(「なし」という声あり)

それでは、執行部提出の議案1件について採決を行う。

・議案第38号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、請願の採決を行う。採決を行う前に、自由討議を行うべき案件があるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、採決に入る。採決においては、「不採択」という言葉が、採択か不採択なのか聞き取りにくいので、発言される場合は「賛成」か「反対」かを発言して、その理由も述べてほしい。

・請願第98号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）

この請願について、反対があれば意見をお願いしたい。

○岡山委員

執行部の答弁を聞いていて、ニーズの調査がまだ十分ではないかなと思ひまして検討の段階にまだないと思うので反対させていただく。

○芦谷委員

願意というのはよく分かるけれども、もともとの始まりが地域井戸端会であった案件なので、そちらの方で処理すべきであって、ここに請願として上がってくことに違和感があつて反対をする。

○足立委員長

それでは、本請願について、賛成の委員の挙手をお願いする。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ 請願第99号 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について

まず、継続審査を望まれる委員は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

それでは、反対をされる委員はいるか。

(挙手なし)

それでは本請願について採決する。本請願について、採択とすべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で採択すべきものと決した。

・ 請願第100号 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について

まず、継続審査を望まれる委員がいたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

では、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○岡山委員

この中の1番に関してはもうすでに進んでいるのでいいのだが、2番に関しては、これから子どもの権利条例などが出てまいるのでニーズを聞いてからでも遅くないと思うので、専用施設の整備・提供というのはまだ少し早尚なのではないかなと思う。3番については、本当に困窮している家庭への支援というのは子ども食堂がやることではないのかなというふうに思うので、反対させていただく。

○芦谷委員

これについても、地域井戸端会であった願意というのはよく分かるが、地域井戸端会で処理すべきであって、ここに請願として上がってくることに対して違和感を感じ反対する。

○足立委員長

ほかに反対の委員がいらないようなので採決に入る。

本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ 請願第101号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）

まず、継続審査を望まれる委員は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

では、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○芦谷委員

これについても地域井戸端会であった案件で、その辺りの実情や願意はよく分かるが、地域井戸端会で処理すべきであって請願として上がってくることに対して違和感を覚え、反対する。

○足立委員長

それでは本請願について採決する。本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ 請願第102号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について (請願事項3 文教厚生委員会付託分)

まず、継続審査を望まれる委員は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

では、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○岡山委員

3番の請願事項を読ませていただいたときと、紹介議員から説明を受けたときの内容が、文章を読んだときと違うというふうに私は判断した。これだと、生活負担軽減策を検討するというのは全体の水道料金の話になってしまうかなというふうに文章だけでは読み取れるので反対をさせていただく。

○芦谷委員

これも同じく実情はよく分かるけれども、地域井戸端会であった案件が請願として上がってくことに違和感を覚え、反対する。

○足立委員長

それでは本請願について採決する。本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

以上で文教厚生委員会に付託された請願審査を終了する。

続いて、陳情の採決を行う。

採決を行う前に自由討議を行うべき案件があるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので採決に入る。

・ 陳情第7号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

本陳情について採決をする。本陳情について、採択すべきものと決することに

異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で採択とすべきものと決した。

以上で陳情審査を終了する。

文教厚生委員会に付託された案件の審査は以上である。

委員長報告については、7月3日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに配信しておくので各委員で確認をよろしくお願いする。問題がなければそのまま委員長報告とさせていただきたい。

採択された陳情については付託された委員会で対応を検討することになる。今回採択した請願及び陳情について、委員会として今後の対応について検討すべきことがあるか。

(「なし」という声あり)

7 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について

○足立委員長

手元の資料を参照されたい。出された意見をもとに正副委員長でたたき台となる案を作成した。委員の皆から修正等意見があればよろしくお願いする。

事務局に確認する。ほかの委員会も同様に出されているか。

○山崎書記

ほかの委員会についても基本的にはこの見出しになっているものごとに委員会として報告をつくることになるが、多少長すぎる気がする。どこについてもA4一枚に3件まとめている様式になる。若干この中からピックアップしてまとめた方が良くと思う。

○足立委員長

配信したのは3枚ある。少し長いので、正副委員長でA4一枚ないしは1枚半になるように収めたいが意義はないか。

(「なし」という声あり)

完成したものはタブレットに配信するので、お願いします。

8 ぎかいポストに寄せられた意見への対応協議について

○足立委員長

資料を参照されたい。前回「学校給食における自然塩」の件について伝え、所管事務調査で状況を聞き取った。それを踏まえ正副委員長で回答案をこのように考えた。

(回答案読み上げ)

子どもの健やかな成長と健康を願う気持ちを大切に受け止めている。

自然塩という呼称は現在使用されていないため、定義が難しいが、現在浜田市では精製塩は使用していない。学校給食で使用する食材や調味料については、安全性や栄養面、品質、調理への適性などを総合的に考慮して選定している。また、ミネラル

などの栄養素は他の食材を含めた給食全体で計算し、必要な量が摂取できるようにしている。今後も子どもたちに安心でおいしい給食を提供できるよう、議会も行政とともに努めていく。

こういった感じの文章で回答させていただきたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」という声あり)

それではこの件についてはこの内容で報告をさせていただく。

また、前回の委員会の際に、後にもう1件の意見が当委員会に振り分けられた。資料を参照されたい。ペットボトルの関係である。これについても案を作成したので口頭にて読み上げさせていただく。

(回答案読み上げ)

このたびはごみの分別に関する意見を寄せいただき、感謝する。

ペットボトルやプラスチック容器を洗って分別していただくことに手間を感じられる気持ちは理解している。また、日頃からルールに沿って分別に協力いただいている方ほど、その取組に意味があるのかと疑問を持たれることもあるかと思う。浜田市では、資源として再生利用できるものはリサイクルし、汚れが落ちないものは可燃ごみとして排出いただく取扱いとしている。皆様の分別への協力は、資源循環やごみの減量につながる大切な取組であり、決して無意味なものではない。今後とも理解と協力をお願いする。今後とも気づきの点がございましたら、ぜひお聞かせほしい。

この内容で回答することによろしいか。

○森谷委員

現状のルールは、ペットボトルやプラスチック容器をそのまま出すことを禁止とは言っていない。

○足立委員長

禁止とはもうしあげてない。

○森谷委員

あくまでも今までとおりでしょう。

○足立委員長

「ルールに沿って分別に協力いただいている方ほど」と申し上げたので従来とおりということである。

○森谷委員

この人の質問がポイントである。そもそもペットプラをリサイクルしておられるのか疑念を感じますと、燃えるごみを出しているそうである。「真面目にペットプラを洗って出している行為が無意味であるならば」と。無意味かどうかをまず答えないといけないし、「ペットプラ用のごみ袋は廃止して」廃止するかどうかは答えないといけないし、「燃えるごみの中にペットプラを出すこととされたらいかがでしょうか」という質問がある。私はその疑念はごもっともでいいと思う。ペットプラを洗って出している行為が無意味かどうかは別として、洗わないで燃えるごみに入れてもらっても構いませんと。それから今の規定ではリサイクルしたい人はリサイクルすることに

なっているので、その水色の袋はなくすわけにはいきませんという感じではないかと思う。

○足立委員長

分かるが、少しオブラートに包んである回答文を作成した。これを変更してもらってもよい。

○花田委員

私も森谷委員と同じ思いなのだが。洗うことが無意味でないのであれば頑張ると言っておられるので、無意味ではなく、きれいなペットボトルはリサイクルされているということを明確に言ってあげる方がよいと思う。

○足立委員長

「資源として再生利用できるものはリサイクルし」というふうな表現をしている。そこは解釈の問題である。では、文書の作成をお願いしてもよいか。明日の12時までに回答をお願いする。委員会としてまとめて事務局に出すため、私が確認する時間が必要なので12時である。12時までにできないならこちらでやる。できるかできないかどうか。12時までにLINE WORKSに上げてください。その後、正副委員長で検討させてもらう。文章を省くかもしれないし付け加えるかもしれないということはご了承いただきたいと思う。ではそのように二人に任せるということでお願いする。

9 議会による事務事業評価の進め方について

○足立委員長

令和7年度の事業に係る事務事業評価を実施することとなっており、当委員会においては社会福祉協議会助成事業を選出し、全員協議会で決定をしている。前回に引き続き、改めてどのように進めていくのか委員の皆の見解を伺いたいと思うが、その前に少したたき台を作成した。このたたき台のような形で進めていったらいかがかと思うが、修正点は多々あるので、皆の方で少し見ていただいて明日の14時までにご意見を聞かせていただきたい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

明日の14時までに、こういったところを直した方がいい、ここはこうすべきではないかというものがあれば、これもLINE WORKSの方に入れてほしい。お願いする。あと、一応この中でヒアリングも入れている。そのヒアリングというのは執行部側、担当部署へのヒアリングもあるし、社会福祉協議会本体へのヒアリングを入れている。ここも必要か否かといったところを少し皆の方で検討いただけたらと思う。もしヒアリングをするのであれば、日程調整も必要である。皆もいろいろな都合もあるので、できることなら3日ぐらい候補日を挙げていただきたい。事務局に確認だが、いつまでに回答だったか。

○山崎書記

最終的には9月定例会議の最後に議会として報告という形になるので、9月の最後までにはまとめないといけないということになる。

○足立委員長

そうすると、例えば7月に執行部と、8月に社会福祉協議会というイメージかと思うので、7月は2、3日、8月も2、3日、合計4日ぐらいを挙げていただけると助かる。もし挙げられない場合はどの日もOKというふうに受け止めるのでよろしくお願いします。

○芦谷委員

この進め方の案なのだが、案を修正することになるのだが、この案をもって執行部と社会福祉協議会の方へ通知するということなのか。

○足立委員長

それも含めて皆で一度これに目を通していただいて、そこまでする必要はないのか、ここだけで話をして終わりなのか、それとも執行機関には分からないと言われるのか、その辺も含めて皆のご意見を頂戴したい。あくまでこれは本当にたたき台である。修正点は多々あるかと思うのでよろしくお願いします。よろしいか。7月の候補日2日、8月の候補日2日、それからこの進め方でいいかどうかの修正点があれば明日の14時までには教えてほしい。花田委員と森谷委員においては、明日の12時までには文章の訂正をお願いします。

10 行政視察について

○足立委員長

事務局、説明をお願いします。

○山崎書記

行政視察である。お手元に行程表のほぼ固まったものを配信させていただいた。特に3日目のところで、施設見学を決定していただき感謝する。草加市立松原児童青少年交流センターミラトンの訪問をさせていただき予定を組ませていただく。

それと、前回委員会の際に、事前に相手先に投げかける質問事項のお願いをした。LINEなどで寄せていただき感謝する。まず、川崎市社会福祉協議会の事前質問事項が11件出ている。これについて事前に投げかけ、答えをいただける範囲内容だけで結構であるということも下に書かせていただいた。このまま社会福祉協議会に投げさせていただくことで皆よろしかったか。

（ 「はい」という声あり ）

感謝する。続いて埼玉県三芳町には、11題ほど出ている。草加市については質問が9題出ているので、このまま投げさせていただく。

○足立委員長

事務局、7日の当日の朝からの説明をお願いします。

○山崎書記

当日の朝は大体9時20分頃、市役所の東分庁舎前を出発するイメージである。ここはジャンボタクシーを使わせていただく。その後、萩・石見空港にそのまま向かい、飛行機で現地に着く。羽田空港で昼食を取り、その後電車で移動する。15時から川崎

市社会福祉協議会で1件目の視察を行う。16時30分をめどに行政視察が終わり、電車で移動する。ホテルはこの日の池袋に予約している。終わったら川崎から池袋まで移動してホテルチェックインとなる。

続いて2日目である。朝食はホテルで取り、9時過ぎにホテルを出て、池袋駅から東武東上線にてみずほ台駅というところまで進む。ここからタクシーで移動し三芳町役場に向かう。ここで行政視察の予定である。またタクシーで駅まで戻り、そこでお昼ということになる。その後、電車で2回乗り換え、草加駅まで移動し、徒歩で草加市役所に向かい、3件目の視察を行う。その後16時をめどに行政視察が終了し、その後、ホテルまで移動しチェックイン。この日は草加で一泊ということになる。

そして3日目である。朝、ホテルを出て、予定では先ほどの草加の隣の駅になるのでタクシーで移動という形になる。午前中に施設見学し、その後電車で羽田空港に向かう。空港辺りでまた昼食を取り、夕方16時の便で萩・石見空港に帰ってくる。その後は萩・石見空港に公用車が迎えに来ていただく予定。浜田市役所に帰ってきて終了となる。以上2泊3日の予定である。

○足立委員長

感謝する。ということで7月7日、集合は9時でいいか。

○山崎書記

集合は9時でよい。

○足立委員長

遅くとも9時15分まで来るよう。駐車場は東分庁舎の端か。

○山崎書記

皆、浜田市役所までは自身の車で来ていただいて構わない。東分庁舎の奥側に停めてほしい。議会事務局に届けている車が、2泊3日の間駐車するという申請をさせていただきます。

○足立委員長

ということで皆、リサイクル側の川側の方の一番目立たないところに停めてほしい。それと、現地の電車代の支払いや精算方法は事務局どのようになっているか。

○山崎書記

現地では何回も電車移動するが、皆おそらくＩＣカードをお持ちと思う。まずこれにチャージをしていただいて、一旦皆のお金で先払いをしてほしい。最終的にどれだけかかったかはこちらで計算して旅費から皆にお配りする。まず一旦皆の方でチャージと負担の方をお願いさせていただきたい。

○足立委員長

5,000円ぐらい入れておいたら大丈夫か。

○山崎書記

交通費だけであれば5,000円あれば十分である。

○足立委員長

皆Ｓｕｉｃａ等のＩＣカード等に5,000円は入れておいてほしい。

それと、視察の積立金の取り扱いについてはどのようになるか。

○山崎書記

皆から視察の積立として毎月報酬の方から引かせていただき、こちらで管理して通帳に入っている。今大体お1人当たり3万円くらいは入っているのですが、この取扱いについて、一旦それをこちらで引き出させていただいたものを事務局で管理するか、それとも一部皆にお渡しして、例えばお昼のときにはこちらで一旦まとめて払うということをするか。

○足立委員長

いろんな手間を考えると事務局一任にした方がとても楽なので、事務局一任でよろしいか。

(「はい」という声あり)

事務局の方に全て一任いたしますのでよろしくお願いします。

それで、次に初日のお昼は羽田空港で、これは皆一緒に食べるという認識でよろしいか。

○山崎書記

空港にお店はたくさんあり、食べたいものも皆バラバラあると思う。例えば、先ほどの1人3万円から1万円ずつ皆に配っておいて、お昼は其中で個人個人出していただく。余ったら皆にそのままお返しする。お昼を一緒にするのであれば事務局で預かった方が、効率が良いと思うがどうするか。

○足立委員長

空港はいろいろあるので、皆各自食べて自分で払っておいてほしい。後で事務局から渡してもらえる。2日目、3日目のお昼も各自自由ということになる。夕食についても各自自由ということにさせていただく。

○山崎書記

承知した。では、積立の方を基本的には皆にもうバックさせていただくので、それで皆でお昼と夕食、お支払いされる部分はこの積立から使っていただきたらと思う。またそれは当日にバックさせていただく。

○足立委員長

承知した。当日だと難しいと思うのだが、あとで一括精算でもよい。

○山崎書記

事務局がレシートを取っておいてください。いくら使ったかを覚えておいてほしい。

○足立委員長

細かい部分については、道中に時間もあるので、解決していきましょう。

○森谷委員

今、事務局がレシートを取っておいてください。精算するからと言われたが、その方が精算の手間が大変なのではないかと思う。最初にもう3万円配っていけばいいのではないか。

○山崎書記

それでしたらそうさせていただいて、あとはもう皆でお昼や夕食に使っていただければと思う。

○足立委員長

じゃあ先に皆にお渡しするということでもいいか。その他に委員から何かあるか。

○森谷委員

出発するときなのだが、何時までに来なかったら、来なくても出発するというルールを決めておいたらどうだろうか。

○足立委員長

当然出発するが置いてきぼりにする。公務なので、遅れて自分の車で来るとかはなしである。きちんと来てください。

○森谷委員

もう一つさっきの請願のところなのだが。請願を出したら他に説明したいことがありますかと聞いて、請願文書以外のことを説明していた。先ほど森谷がしゃべったことは請願の文書にないことをしゃべったということで反対されたのだけれども、本来は請願の文書だけで判断される。私は、付録みたいな形で、付随の説明のつもりなのだが。公共料金水道料金の値上げの緩和をお願いしたが、それについては皆賛成だと思うがどういうルールなのか。

○足立委員長

ルールはどうであれ、請願は、本来は文書で相手に伝わるように書かないといけない。それをどう受け止めるかはそれぞれ委員の判断に委ねられるものなので。委員それぞれが判断されたことなので、変わらない。

○森谷委員

文章に書いてあることに反対なら構わない。文章には書いてあるが、私が付随の説明で言ったことが請願の文書に書いていないという説明をされたので、本来は重要視すべきは請願の文書ではないかなと思ったわけである。もちろん反対されるのはよいのだが。

○足立委員長

どうであれ、各委員が判断されたので、各委員の判断に委ねられるということである。これ以上、各委員が判断したことについて、私がどうのこういうところではない。

ほかによろしいか。

(「はい」という声あり)

次回の委員会は8月4日10時から全員協議会室で開催する。このときに行政視察の報告書をまとめていくのでよろしくお願いする。行政視察の役割、記録に関しては前回、皆で割り振りをさせていただいた。担当される方は忘れないようお願いする。

もしそれまでに開催しなければならない案件があれば、また改めて日程調整をお知らせする。

以上で文教厚生委員会を終了する。

[16 時 35 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

文教厚生委員会委員長 足 立 豪